

は じ め に

本町では、平成18年度策定の美里町第1次振興計画の計画期間内において、町の将来像である「小さくてもキラリと光る私たちのまち - やさしさと対話のまちづくり -」を実現するため、各種施策を積極的に展開し、まちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、この間にも基礎自治体を取り巻く環境や行政に対する住民ニーズも目まぐるしく変化し、全国的にも問題となっている急速な少子高齢化と人口減少や、それらがもたらす地域経済の低迷などの課題に直面しています。加えて、気候変動による豪雨災害等の発生も相次いでいる状況です。

このような中、この度、令和2年度で終了する「美里町第2次振興計画前期基本計画」に引き続き、「美里町第2次振興計画後期基本計画」を策定しました。

本計画は、第2次振興計画前期基本計画で進めてきた各種施策をブラッシュアップし、さらに新しい施策を加えたものであります。

今後も、本計画で示す施策を着実に取り組むことにより、町民の皆様が将来に渡って幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました美里町振興計画審議会委員の方々や貴重なご意見をいただきました多くの町民の皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和3年4月

美里町長

上 田 泰 弘



目 次

【序 論】

第1章 振興計画の策定にあたって 6

1. 計画策定の趣旨 6
2. 計画策定の基本方針 8
3. 計画の位置づけと役割 9
4. 計画の構成と期間 10

第2章 美里町の特性 12

1. 位置 12
2. 歴史・沿革 12
3. 人口・世帯の状況 13
4. 生活環境の状況 16
5. 産業の状況 19

第3章 社会情勢 25

1. 人口減少社会の到来 25
2. 環境保全意識の高まり 25
3. 地方分権の進展と地域の自立 25
4. 安全・安心に対する関心の高まり 26
5. 高度情報化社会の進展 26
6. 産業構造の変化 27

第4章 町の現状・課題 28

1. 人口減少社会へ向けた対応 28
2. 町民と行政の協働によるまちづくり・次代の「人づくり」 28
3. 豊かな自然環境を守り続けるための取組 29
4. 健全な行財政運営の継続 29

第1章 まちづくりの基本方針 32

第2章 施策の大綱 34

第3章 施策の体系 40

第1章 協働のまちづくり 44

第2章 健康・福祉のまちづくり 54

(1) 子育て支援の充実	54
(2) 高齢者福祉の充実	56
(3) 障がい者福祉の充実	58
(4) 地域福祉の推進	60
(5) 健康づくり・医療機関との協働	62
(6) 社会保障制度の適正な運営	64

第3章 教育・文化のまちづくり———— 66

(1) 学校教育の充実	66
(2) 社会教育の充実	68
(3) スポーツ活動の充実	70
(4) 人権の尊重	72
(5) 文化財の保護と活用	74
(6) 文化・芸術活動の充実	76

第4章 産業・観光のまちづくり———— 78

(1) 農業の振興	78
(2) 林業の振興	80
(3) 商工業の振興	82
(4) 観光の振興	84

第5章 住みよく快適なまちづくり———— 86

(1) 防災対策の充実	86
(2) 防犯対策の充実	88
(3) 交通安全対策の充実	90
(4) 環境保全・整備・美化の推進	92
(5) 循環型社会の推進	94
(6) 地域特性を活かした土地利用	96
(7) 移住・定住促進と良好な住宅の形成	98
(8) 道路の整備促進	100
(9) 生活交通手段の充実	102
(10) 上水道の整備	104
(11) 生活排水処理対策	106
(12) 情報発信と情報共有化の推進	108

序 論

第 1 章

振興計画の 策定にあたって

①. 計画策定の趣旨

第2次振興計画（後期）策定の趣旨

本町では、美里町第1次振興計画、第2次前期振興計画前期基本計画において、将来像である「小さくてもキラリと光る私たちのまち」を実現するため、各分野において、町民と行政との協働といった新たな視点のもと、まちづくりを進めてきました。

後期基本計画においても、前期基本計画を踏襲し、主要課題として認識される少子高齢化の進行と若い世代の転出による人口減少問題等へさまざまな取組を行います。

特に近年では、持続可能な社会づくり（*SDGs への取組）が求められており、本町でも「自然環境」、「町の経済」、「町の各種資源」をより良い形で将来に引き継ぐために「自立したまちづくり」として、持続可能なまちづくりが求められます。

また、IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の活用によって社会の在り方に変化を及ぼす技術革新が進んでいます。このような経済発展と社会的課題解決を目指す新たな社会（*Society5.0）への対応も進めていきます。

本町においては、こうした時代の潮流に対応し、国や県の関連計画との整合を図りながら、美里町第2次振興計画後期基本計画を策定します。

注）SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していく目標のことです。

包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲット（具体的目標）により構成されます。

国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するための目標として、2015年9月の国連サミットで採択されました。

我が国においても、「SDGs アクションプラン2019」が策定されています。

注）Society5.0 とは、IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の革新技術を、あらゆる産業や社会に取り入れることにより経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会のことです。

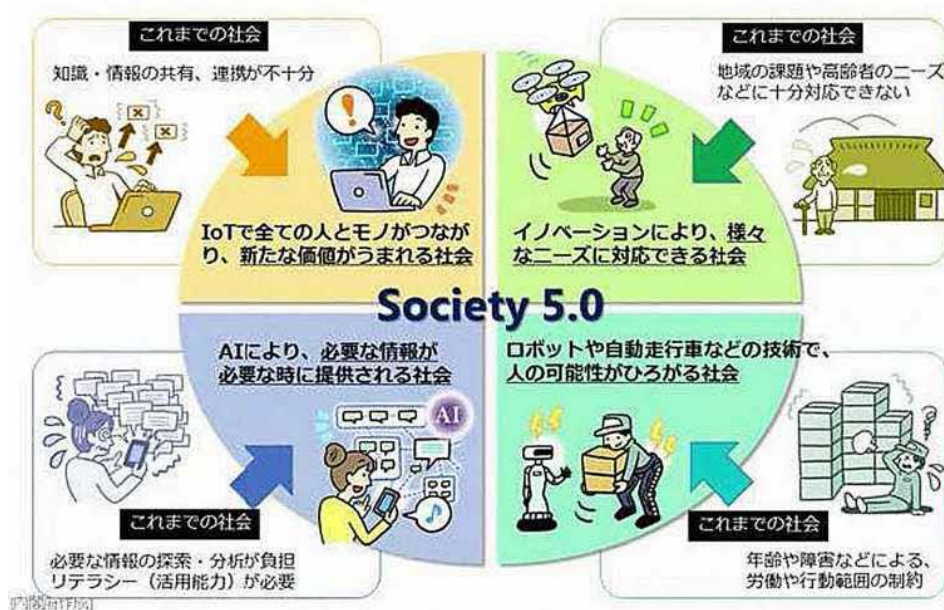
狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 章

振興計画の策定にあたって



地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会
参考17「Society5.0 の実現に向けた技術の活用について」を参照

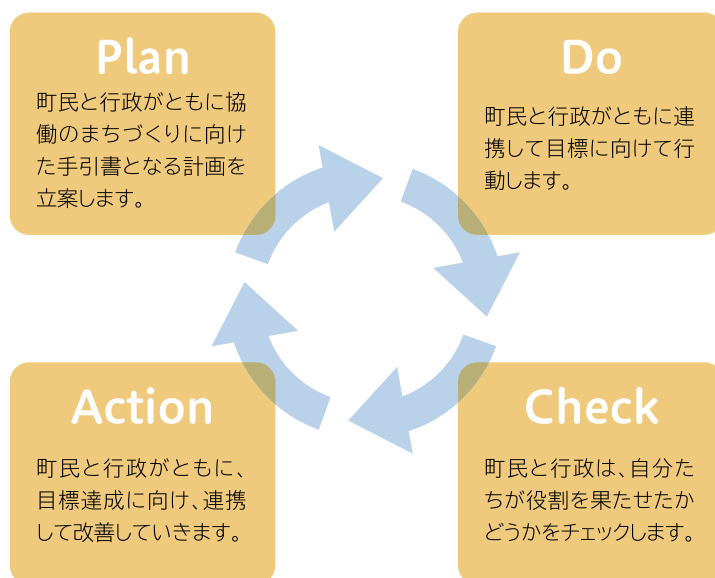
②. 計画策定の基本方針

第2次振興計画は、本町のめざす将来像に向けて、まちづくりを進めていくために、策定にあたり、次の3つの視点を基本方針とします。

(1) 町民にもわかりやすい計画づくりと協働で取り組む視点

計画策定の過程が町民にも見え、わかりやすい計画とすることで、町民、地域と行政が町のめざす将来像を共有できる計画を策定します。目標の設定により、振興計画の進行管理を行います。

■協働によるPDCAサイクル



(2) 地域の特性や強みを活かし、活力あるまちを創造する視点

社会経済情勢が大きく変化する時代において、地域の特性や強みを最大限に活かすことで美里町らしさを輝かせるとともに、まちの魅力を高め、活力あるまちを創造する計画を策定します。

(3) 成果を重視した戦略的な行政経営の視点

持続可能な行財政基盤の確立に向けて、経営的な視点で、「選択と集中」による効果的・効率的な施策の展開を図り、行政経営の指針となる計画を策定します。

③. 計画の位置づけと役割

計画の位置づけ

美里町第2次振興計画は、美里町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画であり、今後のまちづくりの方向性を示すとともに本町のすべての行政分野における計画の指針となります。

計画の役割

美里町第2次振興計画は、「美里町の新たなまちづくりを導き、実現していくための総合的な指針」としての役割を有しており、町民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、ともに新しいまちづくりを進めるための「協働でつくるまちづくりの手引書（マニュアル）」となります。

④. 計画の構成と期間

計画の構成

美里町第2次振興計画は、町がめざす将来像とそれを実現するために必要な施策などの基本的な方針を定めた長期的な計画であり、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想

町民と行政の共通の目標として、本町がめざす町づくりの方向性を将来像によって明らかにし、それを達成するためのまちづくりの目標（施策の大綱）を示すものです。

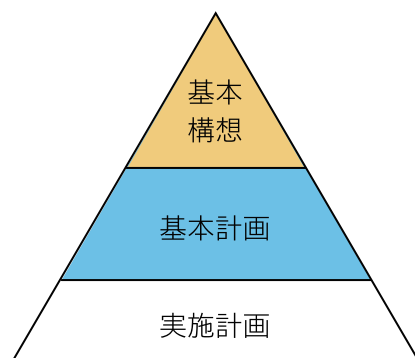
基本計画

基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標（施策の大綱）を受けて、その実現に必要な施策を分野別に体系化し、各施策の展開方針、指標及び役割などを示すものです。

実施計画

振興計画に掲げられている基本構想及び基本計画の目標達成に向けて、基本計画に定められた具体的方策のうち実現手段を有する施策を、現実の行財政運営のなかで重点的かつ効果的に実施していくため、社会経済状況及び地方財政状況の変化に応じて改善を加えながら、計画実施（3ヵ年計画）のため具体的な財源の見通しを立て、予算編成や行財政運営の指針とするものです。

■美里町第2次振興計画の構成



計画の期間

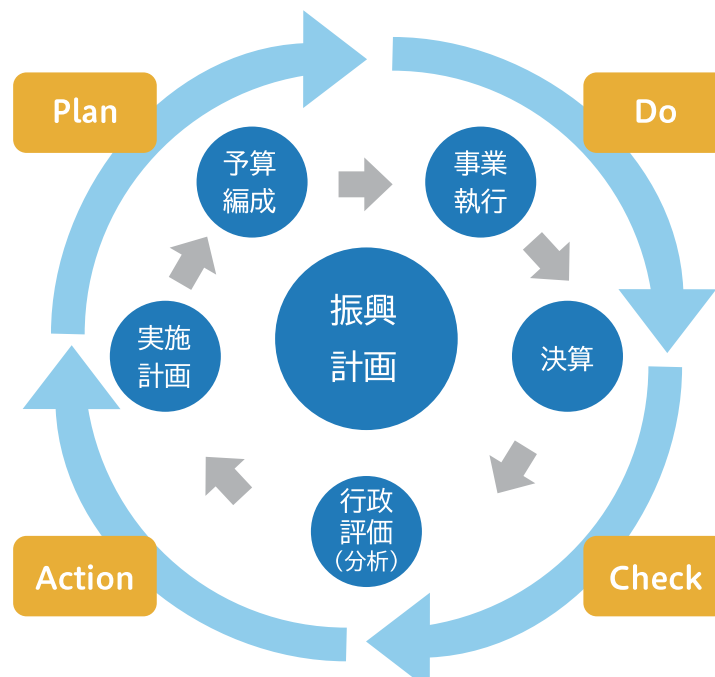
美里町第2次振興計画において、基本構想の計画期間は、平成28年度から令和7年度の10年間です。なお、基本計画の計画期間は、平成28年度から令和2年度を前期基本計画、令和3年度から令和7年度を後期基本計画とします。

また、実施計画の計画期間は3年間とし、毎年検討を加えるローリング方式により見直し・改善を加えながら、次年度以降の事業に反映させることにより実効性を確保します。

■美里町第2次振興計画の期間

	前期計画					後期計画					
	H28年	H29年	H30年	R元年	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年	R 7年	
基本構想	10年間										
基本計画	5年間					5年間					
実施計画	3年間					3年間					毎年検討を加えるローリング方式 により見直し・改善
	3年間				3年間						
	3年間			3年間							

■行政経営マネジメント（PDCAサイクル）



①. 位置

本町は、熊本県のほぼ中央に位置しており、熊本市から南東へ約26km、車で約40分程度の距離にある自然豊かな地域です。

地勢は、山地丘陵部が多く、総面積144.00km²の約4分の3（104.25km²）を森林が占める典型的な中山間地域です。西部地区に一部平坦地が見られる一方、宅地や農地は少なく、宅地等は地域を東西に横切る国道218号をはじめとする主要道路に沿って点在し、南部地域には、標高1,000m級の山岳が連なり、一部は九州中央山地国定公園にも指定されています。また、緑川ダムや船津ダムを有する一級河川緑川とその支流を数多く抱え、この河川流域と傾斜地を利用した棚田等を有する台地部と、国道218号沿いに広がる、整備された平野部が本町の農業地帯となっています。

②. 歴史・沿革

緑川流域の丘陵地で石器、土器が出土したことから、縄文時代から集落があり生活が営まれていたと考えられます。中世には阿蘇氏領や甲佐社領となり、その後近世に入り小西・加藤時代を経て肥後細川藩領となりました。そして、藩政時代には中山手永、砥用手永に属しました。

その後、明治維新を経て明治22年の町村制施行の後、数度の合併等を経た後に、昭和30年に中山村と年禰村が合併して中央村となり、砥用町と東砥用村が合併して砥用町となりました。昭和50年には中央村が町制を施行し、中央町となりました。そして、平成16年11月1日に中央町と砥用町が合併し「美里町」となり現在に至っています。

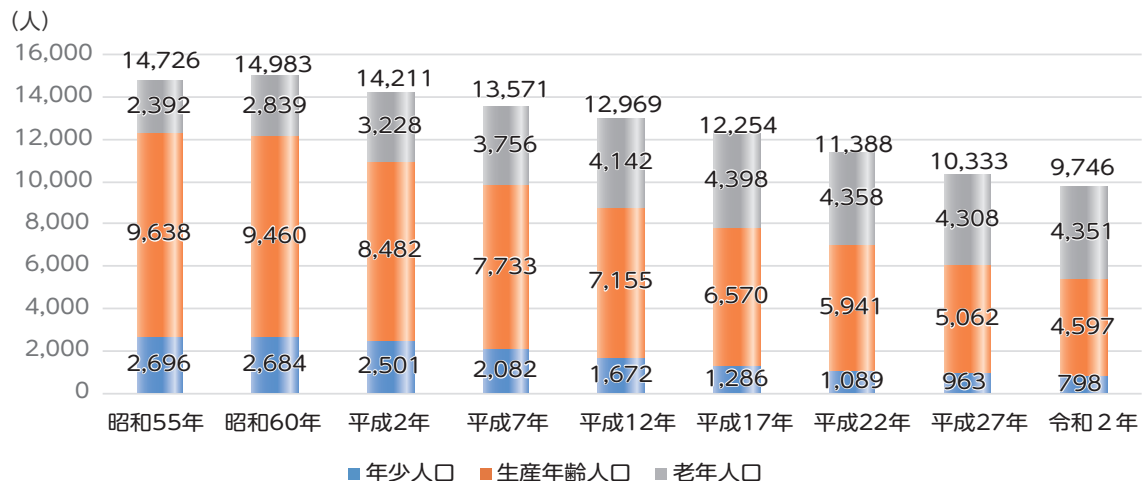
当地域は石橋の宝庫であり、二俣橋など35基の石橋が現存しています。なかでも、国の重要文化財に指定されている霊台橋は国内最大級の単一アーチ式眼鏡橋です。

③. 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口構成

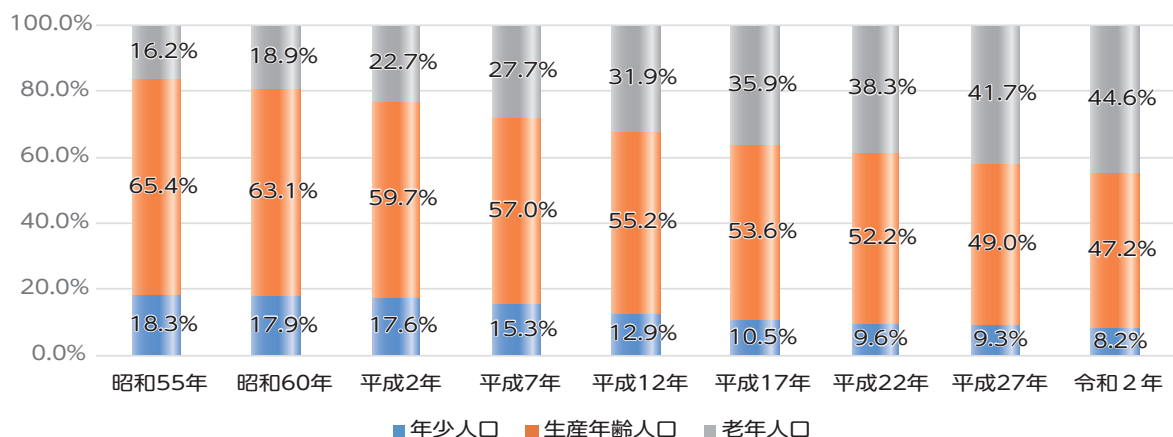
- 美里町の総人口の推移をみると、昭和60年の14,983人をピークに減少を続け、令和2年には9,746人（10月1日現在住民基本台帳登録人口）と1万人を切り、昭和60年（1985年）の総人口の3分の2まで減少しています。
- 年齢構成比をみると、「年少人口」（0～14歳）、「生産年齢人口」（15～64歳）は、一貫して減少が続いています。「老年人口」（65歳以上）は平均寿命の上昇や、団塊の世代の加齢により増加を続け、2005年（平成17年）ごろにピークを迎え、その後は横ばいで推移しています。

<年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査（※令和2年は10月1日現在住民基本台帳登録人口）

<年齢3区分別人口構成割合の推移>



資料：国勢調査（※令和2年は10月1日現在住民基本台帳登録人口）

(2) 世帯構成の推移

- 世帯構成の推移をみると、一般世帯総数が減少していくなか、単独世帯の増加が顕著にみられ、一般世帯人員数も減少傾向にあります。また、核家族世帯のうち、男親と子ども、女親と子どもの世帯が増加傾向にあります。

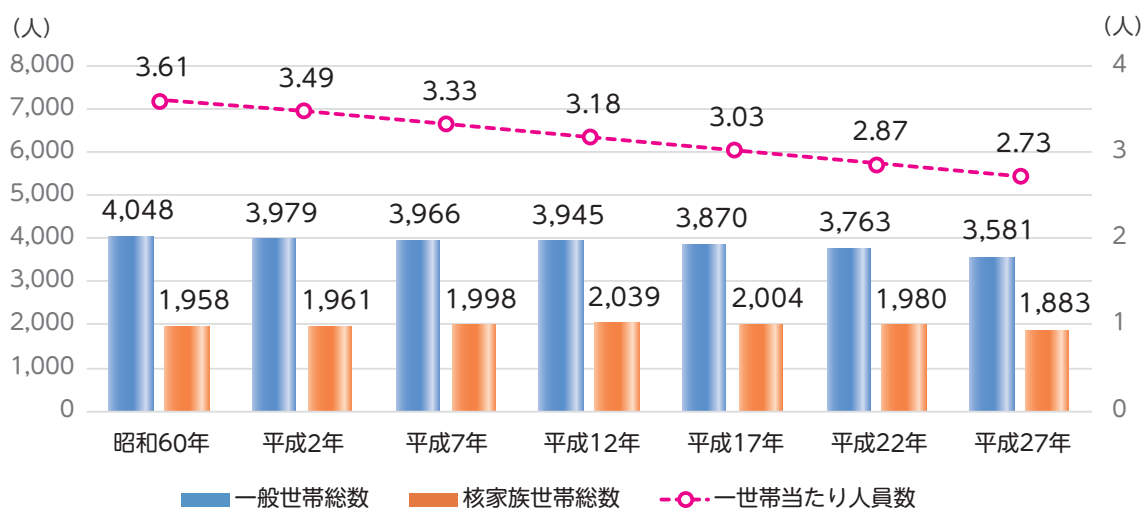
<世帯構成の推移>

単位：世帯、人

	一般世帯総数	総数	親族世帯						非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数（人）
			総数	核家族世帯				その他の親族世帯			
				夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成 2 年	3,979	3,465	1,961	798	894	25	247	1,501	1	513	3.49
平成 7 年	3,966	3,403	1,998	867	855	30	246	1,405	8	555	3.33
平成 12 年	3,945	3,293	2,039	896	841	40	262	1,254	7	645	3.18
平成 17 年	3,870	3,141	2,004	845	801	44	314	1,137	10	719	3.03
平成 22 年	3,763	2,990	1,980	818	761	60	341	1,010	20	753	2.87
平成 27 年	3,581	2,733	1,883	789	711	60	323	850	30	818	2.73

資料：国勢調査

<核家族世帯等の推移>

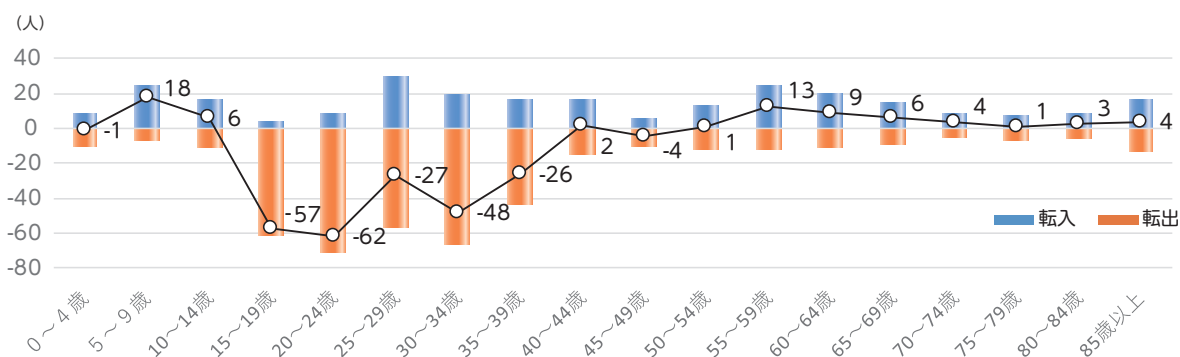


資料：国勢調査

(3) 転入・転出の状況

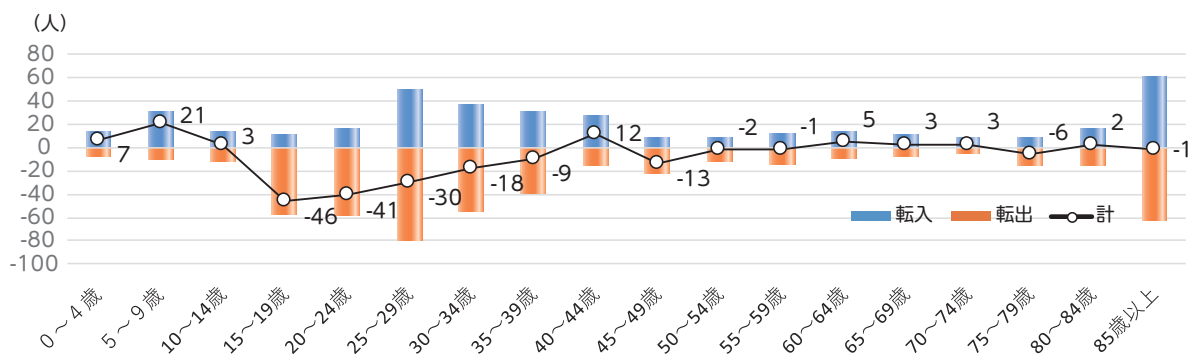
- 男女とも、15～39歳の人口移動が大きく、また、0～14歳の移動が伴っていることから、転入については、子ども連れでの転入がみられる一方、転出については、若年層の進学・就職に加え、就業地への引っ越しや転勤や転職等が影響しています。
また、女性高齢者の転入転出が多くなっています。

＜年齢階級別転入数・転出数の状況（男性）＞



資料：平成27年国勢調査

＜年齢階級別転入数・転出数の状況（女性）＞



資料：平成27年国勢調査

④. 生活環境の状況

(1) 町内完結公共交通の状況

- 町内完結公共交通についてみると、平成30年10月に新たな公共交通である美里町コミュニティバスへ再編しました。再編前のコミュニティバス、予約乗り合いタクシー及び福祉バスの利用者数と比較すると利用者は減少しています。

<町内完結公共交通の状況>

各年度末現在

区分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
延べ 乗客数 (人)	コミュニティバス	1,157	1,020	636	
	予約乗合タクシー	652	532	198	
	福祉バス	6,747	6,362	3,141	
	美里町コミュニティバス			1,072	2,307

資料：企画情報課

(2) 道路整備の状況

- 道路においては、各道路の舗装率は高い状況にありますが、県道・町道の改良率は6割前後となっています。

<道路整備の状況>

令和元年3月現在

区分	実延長 (m)	改良済み		舗装済		備考
		延長 (m)	比率 (%)	延長 (m)	比率 (%)	
国道	42,021.5	32,252.4	76.8	42,021.5	100.0	218号, 443号, 445号
県道	35,438.5	19,581.2	55.3	35,438.5	100.0	
町道	295,006	179,851.3	60.9	281,824.8	95.5	

資料：建設課

(3) 簡易水道の状況

- 簡易水道については、平成29年3月に佐俣地区への給水が開始されたこともあり、給水人口、給水戸数、給水普及率ともに増加しました。平成29年以降、給水人口は減少するものの、給水戸数は2,000戸前後で推移し、給水普及率も50%弱で推移しています。

<簡易水道の状況>

区分	各年度末現在				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
給水人口（人）	4,556	5,052	4,932	4,813	4,718
給水戸数（戸）	1,845	2,054	1,911	2,006	1,987
給水普及率（%）	42.37	46.99	48.25	47.99	47.97
1日平均給水量（m ³ /日）	1,592	1,684	1,710	1,683	1,593
1人1日平均給水（ℓ/人・日）	349	333	347	350	338

資料：水道衛生課

(4) 一般廃棄物の状況

- 一般廃棄物については、熊本地震のあった平成28年度に可燃ごみの廃棄量が大きく増加しました。また、浄化槽設置者が年々増加していることもあり、浄化槽汚泥は増加し、一般し尿は減少しています。

<一般廃棄物の状況>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ（t）	1,356	2,821	2,092	1,853	1,883
資源ごみ（t）	137	145	163	157	149
古紙類（t）	125	189	176	176	166
一般し尿（kl）	1,710	1,575	1,638	1,495	1,284
浄化槽汚泥（kl）	7,232	7,435	7,486	7,551	7,777

資料：可燃ごみ「環境省廃棄物処理技術情報」

資源・古紙類「美里町コンテナ収集データ」

し尿・汚泥「廃棄物処理実態調査資料」（宇城広域連合提供資料）

(5) 消防の状況

- 消防の状況については、ポンプ車3台、積載車35台及び可搬動力ポンプ40台を所有しています。防火水槽については、20～40㎡が32カ所、40㎡以上が161カ所整備されています。消防団員については年々減少傾向にあり、団員の確保が課題となっています。

<消防設備の状況>

令和元年度末

消防団員（人）	車両（台）		可搬動力ポンプ （台）	防火水槽水（箇所）	
	ポンプ車	積載車		20～40（㎡）	40以上（㎡）
344	3	35	40	32	161

資料：総務課

<消防団員数の推移>

各年度末現在

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
団員数（人）	416	416	389	366	344
沿革	5分団11部 女性消防隊	5分団11部 女性消防隊	5分団11部 女性消防隊	5分団11部 女性消防隊	5分団11部 女性消防隊

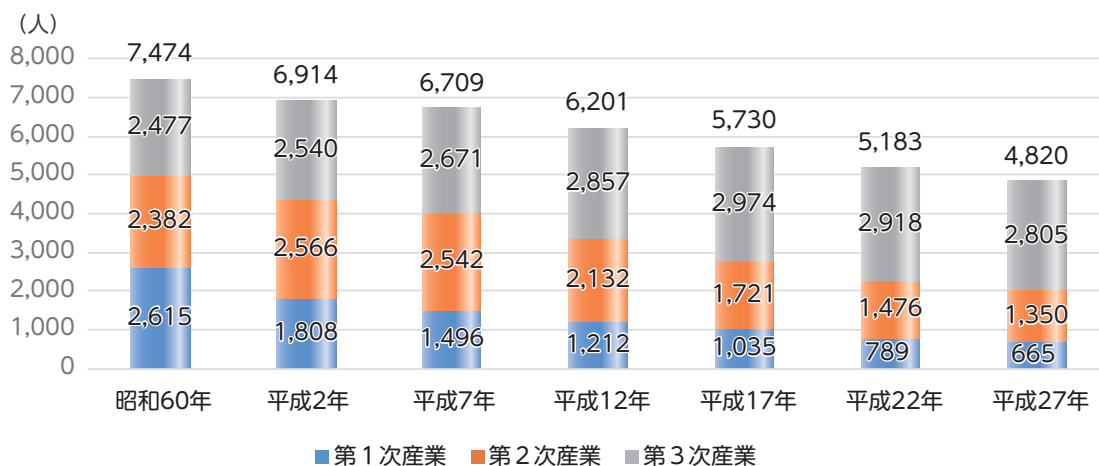
資料：総務課

⑤. 産業の状況

(1) 就業者数・産業構造の推移、町内生産

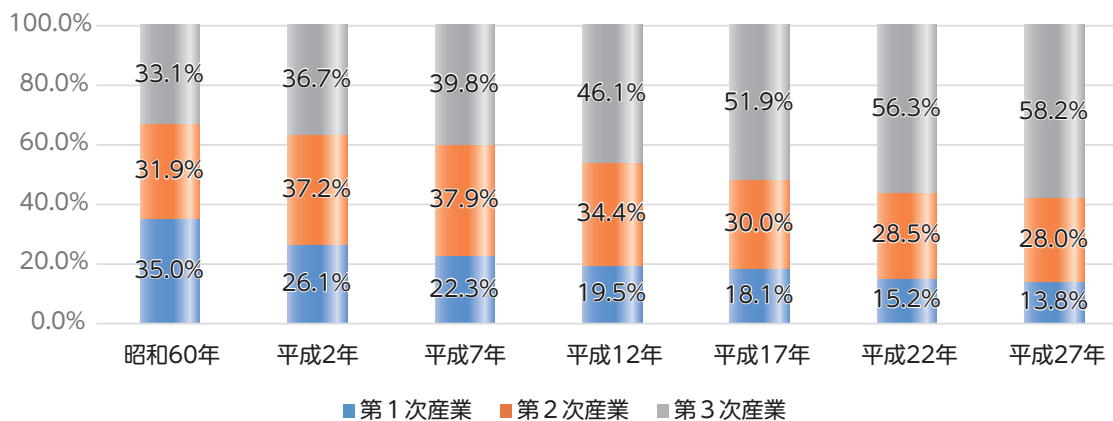
- 各産業別の就業者数についてみると、就業人口の減少に伴い、第1次産業は昭和60年（1985年）以降一貫して減少しており、第2次産業は平成2年（1990年）をピークに、また、第3次産業は平成17年をピークに、減少に転じています。割合的には、平成27年（2015年）では、就業者の約6割が第3次産業に就業しています。
- 町内総生産は、第1次、第3次産業は微増微減を繰り返しています。第2次産業の平成29年の伸びは熊本地震による建設業の伸びによります。

＜産業別就業人口の推移＞



資料：国勢調査

＜産業別就業人口割合の推移＞



資料：国勢調査

<町内総生産の状況>

単位：千円

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1次産業	1,205,276	1,170,361	1,134,493	1,182,100	1,166,975
第2次産業	2,870,401	3,129,094	3,720,622	3,921,103	5,586,870
第3次産業	13,208,572	13,165,047	13,753,144	13,934,259	13,998,321

資料：市町村民所得推計

<町内総生産の状況（うち第1次産業の内訳）>

単位：千円

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
農 業	962,934	894,349	869,022	928,127	916,900
林 業	242,342	276,012	265,471	253,973	250,075
水産業	※1	※1	※1	※1	※1

注）表中、※1の「水産業」計数は秘匿値となるため、「林業」に合算して計上

資料：市町村民所得推計

(2) 農林業

- 農家戸数については大幅に減少しており、平成7年～平成27年の20年間で半数以下に減少しています。内訳をみると、特に兼業農家が著しく減少しています。
- 土地利用については、田、畑、果樹、他それぞれ減少しています。また、林家については平成7年から平成12年にかけて、大きく減少しています。

＜農家戸数＞

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家戸数（戸）	総数	1,567	1,083	972	856	730
	専業農家	290	212	243	260	239
	兼業農家	1,277	871	729	596	491
	第1種兼業農家	198	120	90	71	49
	第2種兼業農家	1,079	751	639	525	442

資料：農林業センサス

＜土地利用の状況＞

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
耕地面積（ha）	計	1,061	995	834	805	741
	田	738	701	588	560	519
	畑	176	159	147	143	148
	果樹、他	147	135	99	102	75
林野面積（ha）		10,724	10,769	10,760	10,428	10,398
林家（戸）		2,020	724	713	713	691

資料：農林業センサス

(3) 商工観光業

- 商業については、商店数、従業者数ともに平成14年以降、年々減少しています。特に、平成19年から平成24年にかけては、リーマンショックの影響のためか、減少幅が大きくなっています。一方、年間商品販売額については、平成26年以降、増加しています。
 - 工業（製造業）については、事業所数、従業者数、製造出荷額それぞれ減少していたところ、平成28年には増加に転じています。
 - 観光入込客数については、平成29年から令和元年にかけて15%ほど観光入込客が減少しています。特に、日帰り客の減少幅が大きくなっています。
- ※平成29年以降のみ掲載。

<商業の状況>

区分	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
商店数（店）	176	160	152	107	102	88
従業者数（人）	595	554	550	396	401	416
年間商品販売額（百万円）	5,816	5,786	6,559	4,755	5,283	5,860

資料：商業統計調査（※平成24年以降は経済センサス活動調査）

<工業の状況>

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成28年
事業所数（所）	30	27	19	15	14	19
従業者数（人）	804	493	360	267	223	253
製造出荷額（万円）	1,141,799	635,904	411,563	411,401	301,969	340,047

資料：工業統計調査

<観光客の推移（入込客数の動向）>

区分	平成29年		平成30年		令和元年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
観光入込客数（人）	405,940		383,727		347,535	
うち宿泊客数	15,431	3.8%	14,056	3.7%	14,810	4.3%
うち日帰り客数	390,509	96.2%	369,671	96.3%	332,725	95.7%

資料：林務観光課

(4) 教育、保健、医療、福祉

- 少子化が進み、学級数、児童・生徒数ともに減少傾向が続いています。
- 特定健診の受診率は増加傾向で推移しています。また、がん検診の受診状況では近年、乳がん、子宮がんの区分で受診率が若干増加しています。

<自然動態の推移>

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
出生数（人）	157	116	86	95	56	60	40
死亡数（人）	155	149	132	152	191	166	199
自然増加数（人）	2	▲33	▲46	▲57	▲135	▲106	▲159

資料：人口動態調査

<保育所入所児童数>

令和2年3月31日現在

区分	児童数（人）		合計（人）
	町内	町外	
堅志田保育園（認可私立）	53	6	59
中央青葉保育園（認可私立）	37	14	51
青空保育園（認可私立）	58	12	70
はちす保育園（認可私立）	60	9	69
ことぶき保育園（認可私立）	—	—	—

注：ことぶき保育園は休園中のため人数を記載していない

資料：福祉課

<認定こども園入所児童数>

令和2年3月31日現在

	児童数（人）
砥用音楽幼稚園	59（町内44）

資料：福祉課

＜小中学校の状況＞

各年5月現在

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)
中央小学校	12	293	11	229	7	204	8	215	8	176
砥用小学校	13	323	11	238	9	218	8	167	8	114
励徳小学校	6	128	6	78	5	52	5	54	5	44
小学校計	31	744	28	545	21	474	21	436	21	334
中央中学校	7	188	7	125	3	107	4	97	5	111
砥用中学校	8	266	6	210	7	147	6	134	5	107
中学校計	15	454	13	335	10	254	10	231	9	218
合計	46	1,198	41	880	31	728	31	667	30	552

資料：教育委員会

＜特定健康診査、がん検診受診の状況＞

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)
特定健診	1,179	50.5	1,202	54.4	1,182	56.5	1,148	56.9	1,198	60.5
胃がん	202	4.6	224	5.1	179	4.2	177	4.4	151	3.9
肺がん	365	10.9	335	10.0	311	9.7	276	9.1	269	9.2
大腸がん	785	18.0	610	14.0	596	13.9	544	13.4	494	12.6
乳がん	299	14.1	295	13.9	274	13.1	278	14.2	337	17.7
子宮がん	233	8.0	253	8.7	222	7.9	238	9.0	292	11.4

資料：健康保険課

社会情勢

①. 人口減少社会の到来

わが国の人口は平成20年をピークに減少へと転じ、少子高齢化の状況が続いています。「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」が発表した将来推計人口によると、全国の約半数にあたる自治体が「消滅可能性都市」とされるなど、人口減少に対する危機感はますます強まっています。また、少子高齢化は地域のつながりの希薄化や活力の低下だけでなく、労働、経済活動、社会保障など社会全般にわたって大きな影響を与えるものと考えられています。特に、税収の減少や社会保障費の増大は、地方の財政を逼迫する要因となっており、地方自治体においても、人口の減少に歯止めをかけるため、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちをめざしていくことが求められています。

②. 環境保全意識の高まり

近年、世界各地で地球温暖化による気候変動が見られ、日本でも夏の猛暑や大雨被害が起こっています。

国際的には、1997年に採択された「京都議定書」に代わり、2020年以降の温室効果ガス排出削減等の新たな国際的枠組である「パリ協定」が採択されました。

世界は「低炭素」から「脱炭素」へ大転換期を迎えており、わが国でも温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする取組が始まっています。

循環型社会の構築や自然との共生をめざし、町民・事業者・行政の協働とパートナーシップのもと、資源・エネルギーの節減と有効利用、廃棄物の減量に取り組んでいくことが求められます。

③. 地方分権の進展と地域の自立

国の構造改革や地方自治制度の改革が進むなか、地方自治体が国から権限や税源の移譲を受け、自主的かつ総合的に行政を担う「地方分権」が進められています。また、人口減少克服をめざす「まち・ひと・しごと創生法」においては、市町村がそれぞれの地域資源を活かした独自の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を主体的に策定し、施策取組の進展状況や社会情勢に対応して、継続してすすめていくことを求めています。

基礎的自治体である市町村は、多様化するニーズに素早く柔軟に対応できる質の高い行政サービスを提供するとともに、地域資源を活用した魅力あるまちづくりを推進することが必要です。

④. 安全・安心に対する関心の高まり

近年、全国各地で地震、台風、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害など、さまざまな自然災害が発生しています。熊本県でも平成28年の熊本地震、令和2年7月豪雨などの大規模災害が発生しました。

今後、発生する災害に対し、建物の耐震性の向上、緊急物資の備蓄などに加え、町民と行政との連携を密にしておく必要があります。地域全体の防災意識を高めるため、日頃から地域で訓練を行うなど、災害に強い地域社会が求められます。

また、新型コロナウイルスによる影響は、全世界に及び、人々の日常生活や生活意識を大きく変えました。

同時に、子どもや高齢者を巻き込んだ犯罪や交通事故の増加、感染症の発生、食の安全性の問題など、身近な生活での不安要素が増大し、危機管理への関心が高まっています。

防犯や消費者問題対策については、個人や家庭では解決できない問題も多いことから、地域のつながりの重要性が再認識されています。行政による防犯体制等の取組とともに、日頃からの近所付き合い、見守りなど地域全体での取組が必要です。

⑤. 高度情報化社会の進展

スマートフォンやインターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及など、近年の情報通信技術は飛躍的に進展し、誰もが容易に世界中の情報を得ることができるようになっています。このことにより、生活の利便性や産業の生産性の向上に大きな役割を果たすだけでなく、人と人のつながり方など、人々の生活に大きな変化を与えています。自治体において ICT¹を活用した行政サービスの質的向上や行政運営の効率化、高度化が進んでおり、平成27年10月から、住民票を有する全ての人に、マイナンバーが通知され、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」を目的にマイナンバー制度が始まりました。

さまざまな情報へのアクセスが便利になった反面、コンピュータ犯罪の増加や個人情報の流出などの対応も求められています。

1 ICT

Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。

⑥. 産業構造の変化

経済はますますグローバル化し、東南アジアへの生産拠点の移転、情報通信技術による産業技術の発展などにより、わが国の産業構造は大きく変化しています。

農林水産業については、後継者不足や食物の輸入増加に伴い衰退しつつあり、食の安全性に関わる問題も発生しています。また、製造業においても生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存が増加し、国内の中小製造業の経営に大きな影響を与えています。商業については、規制緩和や価格競争の激化などにより、流通の再編や効率化が進み、価格競争力の弱い小売業者などが厳しい競争にさらされています。

地域の産業や雇用の状況は、国内だけでなく世界経済の情勢に大きく左右されるため、経済・産業における流れや変化をしっかりと把握することが求められます。

①. 人口減少社会へ向けた対応

平成20年に日本人の総人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会へと進むなか、本町においてもすでに総人口の減少が続いています。

本町の人口構造をみると、年齢3区分別人口の割合は徐々に変化しています。若年層を中心とした都市部への人口流出が課題であり、過疎化進行に拍車をかける要因の一つとなっています。

また、出生数は平成7年から平成27年で半分以上に減少しているなど、確実に少子高齢化が進行しています。

これらの現象により、まちではこれまで地域や家庭で支えてきていたことに支障が出たり、産業や経済面などにも影響を及ぼしており、地域の活力の低下にもつながってきています。

そのため、農林業の振興、商工業の活性化、観光による地域経済への波及効果により雇用の場の創出を図り、人口流出に歯止めをかけていく必要があります。また、これまでの定住者を確保する視点に加え、多様なライフスタイルを求める都市住民やU・I・Jターン者にねらいを定めた新たな定住促進を図ることも必要です。

このことにより、既存の産業の活性化や後継者不足の解消、町民の所得向上、高齢者の活躍の場の確保、定住人口の確保・次代の人材の確保を図っていくことが期待されます。

②. 町民と行政の協働によるまちづくり・次代の「人づくり」

本町では、平成18年度に美里町第1次振興計画を策定し、町民、地域団体、行政それぞれが、将来像である「小さくてもキラリと光る私たちのまち」の実現に向けて、まちづくりを進めてきました。

今後、地方分権が進み、地域独自のまちづくりが進んでいくなかでは、こうした「協働のまちづくり」の力がこれまでも増して重要となります。

人口減少によるまちの活力低下が懸念されるなか、本町においても地域づくりや家業の担い手、伝統文化の継承など、社会的に必要とされる分野での人材の発掘と育成が重要となっています。

そのため、町民が「町民主導のまちづくり」を進めやすいように、行政は研修会や各種情報提供等により、積極的に人材育成を支援していく必要があります。本町の町民が誇り、愛着をもって暮らすことのできる美里町をつくることが求められています。

③. 豊かな自然環境を守り続けるための取組

本町の最大の地域資源である森林をはじめとする自然環境は、地域住民や訪れる人にとっても貴重な財産であり、農林業等の地域経済においても重要な資源です。

本町では自然環境に恵まれているため、環境問題が身近に捉えづらいという状況がありますが、この自然環境を育て、守り続け、確実に次代へと引き継いでいくことが重要です。

そのため、町民一人ひとりが環境の保全に強い関心を持ち、家庭や地域、職場において環境にやさしい生活を実践していくことが必要となります。また、この自然環境をまちの活性化につなげていくためにも、農林業における森林・農地の適切な管理と、それを支えることのできる仕組みづくりを確立していくことが重要です。

④. 健全な行財政運営の継続

地方分権の進展により、「自己決定・自己責任」の原則が求められる一方で、国・地方を通じて財政は危機的な状況にあることから、これまでのように国からの財政支援が期待できない状況にあります。

本町においても、財政状況を勘案し工夫した施策を実行してきたことで、厳しいながらも財政基盤を堅持していますが、今後社会を支えていく生産年齢人口が減少することは、基礎的な税収にも影響が及ぶことが考えられ、ますますの工夫と積極的な対策が必要です。

そのため、行政においてはこれまでの町民サービスの水準を確保し、様々な町民ニーズやまちづくりの課題を把握し、地方分権型社会へ対応できる職員の育成を図ることが求められています。

基本構想

①. 美里町の将来像

将来像

小さくてもキラリと光る 私たちのまち

—やさしさと対話のまちづくり—

本町はこれまで、美里町振興計画を策定して以来、「小さくてもキラリと光る私たちのまち—やさしさと対話のまちづくり—」を将来像に掲げ、豊かな自然環境の保全と活用、地域で支え合う暮らしづくりと町民と行政との協働社会の確立をめざし、まちづくりに取り組んできました。

今後、さらなる過疎化、少子高齢化、人口減少が予測され、本町のような中山間地域が抱える課題の解決や、分権型社会、循環型社会の構築など新たな取り組みを模索していく必要がある中では、本町最大の地域資源である豊かな自然を活かすこと、町民同士、また町民、地域、行政が互いに支え合い、一丸となって、将来に向けて持続可能な協働のまちづくりをさらに進めていくことが重要です。

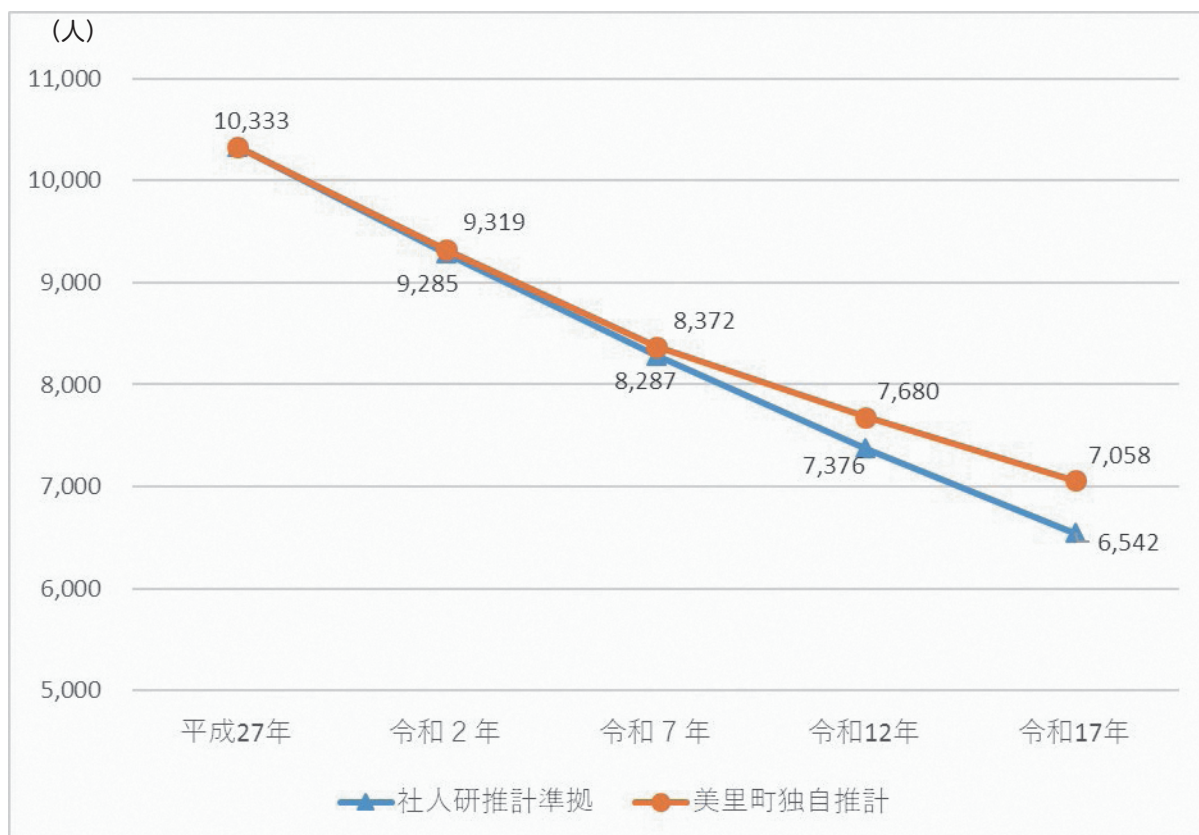
以上を踏まえ、本計画においては美里町第1次振興計画の将来像「小さくてもキラリと光る私たちのまち - やさしさと対話のまちづくり -」を継承し、町民一人ひとりが本町に愛着や誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組みます。

②. 将来人口フレーム

本町の基本構想の目標年次である令和7年度における将来人口は、現状のままで推移した場合、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）に準拠した推計では8,287人と推計されます。また、本町における人口の現状を分析し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示した「美里町人口ビジョン」に基づいた独自推計では8,372人と推計されます。本計画においては、後述する本計画の施策の推進に加え、「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策の推進を前提に、「美里町人口ビジョン」の独自推計を踏まえ、令和7年の目標人口を以下のように設定します。

令和7年の目標人口 8,400 人

＜総人口の推移＞



資料：美里町人口ビジョン（改訂版）

第2章

施策の大綱

将来像「小さくてもキラリと光る私たちのまちーやさしさと対話のまちづくりー」の実現に向け、つぎの「施策の大綱」（まちづくりの基本目標）を定めます。

①. 協働のまちづくり

（１）町民や地域との協働と地域コミュニティの推進

町民と地域組織、ボランティア、行政等が連携し合うことのできる仕組みづくりを推進します。また、町民主体によるコミュニティ活動が展開される地域社会の実現をめざします。

（２）男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、男女がともに認め合い、いきいきと活躍できるよう、男女共同参画に対する町民の理解の促進、各種会議や各種活動の場における男女の登用機会の均等、男女が共に働きやすい環境の整備を行います。

（３）広報・広聴の充実

町民が本町や本町のまちづくりに関心を持てるよう、町ホームページや各種情報発信をはじめとした広報の充実を図るほか、町政に積極的に参加できる仕組みづくりとして、町民の意見を聴く機会の充実など広聴機能の充実に取り組みます。

（４）行財政運営の推進

多様化する町民ニーズに的確に対応するための合理的な行政運営を行います。また、財源確保や事業の見直し等により、さらなる財政の健全化を図ります。

（５）広域連携の推進

周辺市町村をはじめ、連携中枢都市圏域、熊本県との連携を図り、多様な町民ニーズに対応できる広域行政を推進します。また、企業や大学など幅広い主体と連携し、パートナーシップによるまちづくりを推進します。

②. 健康・福祉のまちづくり

(1) 子育て支援の充実

幼児期の学校教育・保育一体的提供、教育・保育の質の確保、家庭における養育支援等を進め、安心して子育てできる環境づくり、子どもを見守り、育む環境づくりにつなげます。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう地域包括ケアシステム等を推進するほか、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、認知症施策の推進を図ります。

(3) 障がい者福祉の充実

障がい者やその家族が地域社会で安心した生活ができるよう障害福祉サービスの充実、障がいに関する理解の促進を図るほか、インクルーシブ社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(4) 地域福祉の推進

だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりをめざし、地域での支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

(5) 健康づくり・医療機関との協働

町民一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、家庭や地域がサポートできる体制づくりを推進するほか、県・近隣市町村や医療機関、医師会など関係団体との連携を強化し、地域医療体制、救急医療体制の充実につなげます。

(6) 社会保障制度の適正な運営

社会保障制度の適正な運営に努めるとともに、医療費や介護保険にかかる負担の抑制をはかるため、予防事業に取り組みます。

③. 教育・文化のまちづくり

(1) 学校教育の充実

子どもの生きる力の定着に向け、確かな学力の向上、豊かな心を育む教育の充実、健やかな体の育成に取り組めます。また、安全面、環境衛生面を考慮し、教育施設の整備を行います。

(2) 社会教育の充実

生涯学習機会の充実を図るほか、青少年の健全育成、学校と地域との連携の視点に立ち、人材育成につながる社会教育を推進します。

(3) スポーツ活動の充実

スポーツ活動の充実として、指導者の育成や体育施設の環境整備を行い、誰もが生涯に渡ってスポーツに取り組める地域づくりを行います。

(4) 人権の尊重

人権教育・啓発活動を推進するほか、人権問題に関する支援体制の整備を行い、人権に対する意識の高揚に取り組めます。

(5) 文化財の保護と活用

本町に多くある貴重な文化財の調査・整備・保存に努め、郷土芸能など地域文化の継承活動の支援を行います。

(6) 文化・芸術活動の充実

文化・芸術活動の充実として文化・芸術団体の育成と活性化に取り組むほか、文化活動の成果発表会機会の提供に取り組めます。

④. 産業・観光のまちづくり

(1) 農業の振興

農業基盤の整備や担い手の育成・確保、効率的な営農体制の確立、農産物の付加価値化の推進などにより、農業の振興に努めるとともに、生産者と消費者の交流による地域の活性化を推進します。

(2) 林業の振興

担い手の育成・確保をはじめ、森林の多面的機能の充実、民有林の再生に取り組みます。また、地球温暖化の緩和や山地災害防止へ向けた取り組みや、鳥獣対策に取り組みます。

(3) 商工業の振興

商工会・各種団体と連携し、地域資源を活かした個性ある商店の育成・誘致など商店街の活性化を図り、商業の振興につなげます。また、中小企業等への融資や支援に取り組むほか、異業種交流、コミュニティビジネスの創出など創業支援事業に取り組み、新たな雇用を確保し、工業の振興につなげます。

(4) 観光の振興

フォレストアドベンチャー・美里を核とし、フットパス等のツーリズム、石橋や石段など町内に点在する観光資源を面で結びつけ、観光振興の発展につなげるほか、宇城管内や上益城など広域的な連携を図ることで、観光客の誘客を図ります。

⑤. 住みよく快適なまちづくり

(1) 防災対策の充実

災害に強いまちづくりをめざし、防災体制の整備、自主防災組織の育成や町民の防災意識の高揚に努めます。

(2) 防犯対策の充実

町民が安心して暮らせる社会を実現するため、防犯活動の推進や、環境整備を行うほか、町民の防犯意識の高揚に向けた啓発活動を行います。

(3) 交通安全対策の充実

町民の安全・安心を確保するため、交通安全施設の充実をはじめ、交通安全教育など町民の交通安全意識の高揚に努めます。

(4) 環境保全・整備・美化の推進

豊かな自然や農村地域の良好な景観を守るため、森林や棚田等の維持管理や整備を行うほか、環境美化活動を通じて、地域における環境美化意識の醸成を図ります。

(5) 循環型社会の推進

循環型社会の形成をめざし、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の理念の浸透、再生可能エネルギーの活用による省資源・省エネルギーの促進など、環境にやさしいまちづくりを推進します。

(6) 地域特性を活かした土地利用

快適で住みよいまちをめざし、耕作放棄地や未利用地等の有効活用を行うことで、地域特性を活かした土地利用を計画的に進めます。

(7) 移住・定住促進と良好な住宅の形成

だれもが安心して快適に暮らせるよう、公営住宅をはじめとする居住環境の整備や空き家バンク制度での情報公開の強化や空き家改修・活用への支援、移住体験施設の整備など、空き家の有効活用による移住・定住対策に取り組みます。

（８）道路の整備促進

誰もが安心安全で快適に通行できるよう、生活道路の整備を行うほか、さらなる利便性の向上に向け、幹線道路の整備を計画的に進めます。

（９）生活交通手段の充実

生きがいを持って生活を送ることができるよう、通院や買い物といった移動ニーズへの対応やコミュニティ活動への参加機会の確保など、地域公共交通のあり方を総合的に検討し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを構築します。

（１０）上水道の整備

安全で安定的に水を供給するため、簡易水道の再編を推進し、水道施設の維持管理に取り組めます。

（１１）生活排水処理対策

生活排水処理の整備として、計画的に浄化槽の設置を促進し、衛生的で住みよい環境づくりを進めます。

（１２）情報発信と情報共有化の推進

情報発信と情報共有化の推進として、光ファイバーなど情報通信基盤の整備に取り組むほか、ICT を活用できる人材の育成に努めます。

第3章

施策の体系

第1章 協働のまちづくり

- (1) 町民や地域との協働とコミュニティの推進
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 広報・広聴の充実
- (4) 行財政運営の推進
- (5) 広域連携の推進

第2章 健康・福祉のまちづくり

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 地域福祉の推進
- (5) 健康づくり・医療機関との協働
- (6) 社会保障制度の適正な運営

第3章 教育・文化のまちづくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 社会教育の充実
- (3) スポーツ活動の充実
- (4) 人権の尊重
- (5) 文化財の保護と活用
- (6) 文化・芸術活動の充実

第4章 産業・観光のまちづくり

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光の振興

第5章 住みよく快適なまちづくり

- (1) 防災対策の充実
- (2) 防犯対策の充実
- (3) 交通安全対策の充実
- (4) 環境保全・整備・美化の推進
- (5) 循環型社会の推進
- (6) 地域特性を活かした土地利用
- (7) 移住・定住促進と良好な住宅形成
- (8) 道路の整備促進
- (9) 生活交通手段の充実
- (10) 上水道の整備
- (11) 生活排水処理対策
- (12) 情報発信と情報共有化の推進

基本計画

第1章

協働のまちづくり

(1) 町民や地域との協働と コミュニティの推進



価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行等に伴い町民のニーズが多様化しており、行政だけでは解決が困難な課題が増加しています。こうした背景から、これまでのように行政のみが公共サービスを担うのではなく、ボランティアやNPO¹、民間企業等、様々な団体が積極的に参画、連携し、協働でまちづくりを推進していくことが求められています。

さらに、人口減少、少子高齢化、コミュニティの希薄化など、社会を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しています。これまでは、地域で発生する課題なども含め、まちづくりは行政が主導し、主体的に取り組むことが多い状況にありました。これからは町民が主体となった自治の確立をめざすことや、地域における自主的な活動が重要となっています。

美里町の現状

○本町では、積極的な地域活動が行われています。今後もさらなる自治意識、協働の考えの定着をめざし、町民の意識を高める必要があります。また、町民協働のまちづくりを進めるにあたっては、行政職員自身も協働の考え方や行政に求められる姿勢を理解する必要があり、意識の醸成を進める必要があります。

○一つの行政区では取り組めない課題等を解決するために、複数の行政区で組織する自治組織もみられます。今後も地域の枠を越えたコミュニティの形成を推進していく必要があります。

○コミュニティづくりの拠点となる施設については、老朽化による改修費用の助成など、施設整備の支援を行っており、今後も継続して行っていく必要があります。

基本方針

町民と地域組織、NPO、事業者、ボランティア、行政が、それぞれの特徴を活かして対等な立場で連携し、協力し合うことによって、地域課題等に取り組むことのできる仕組みづくりを推進します。また、「地域のことは地域で解決する」ことを基本に、町民主体によるコミュニティ活動が展開され、だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

¹ NPO

民間非営利組織（Non Profit Organization）。継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

施策

① 住民活動の支援

- ・安心して豊かに暮らせる地域社会をつくることを目的に、地域コミュニティ活動に対する支援を行います。
- ・コミュニティ活動に関する情報提供、相談など、地域コミュニティづくりに積極的にかかわって支援します。
- ・コミュニティの活性化を目的に、スポーツ協会支部単位や各種目協会が自主的に実施するスポーツ大会やイベントに対し支援を行います。
- ・地域公民館など、コミュニティづくりの拠点となる施設の充実・整備に対する支援を行います。

② 行政職員の意識啓発

- ・町民との協働を促進するため、地域のあり方や協働のまちづくりについて行政職員の意識の醸成に取り組みます。

主な実施事業

- ・地域コミュニティ活動への支援
- ・地区公民館等新築又は改築費補助金の交付
- ・スポーツ協会補助金の交付

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
コミュニティ活動への支援（年間）	—	年間5件の支援	5件
自主的なスポーツ大会やイベント開催数 (年間)	44回	6回増加	50回

(2) 男女共同参画の推進



町民一人ひとりが輝くまちを実現するためには、家庭や職場、地域等あらゆる場面において男女平等が保障され、町民がお互いに協調しあい、個性や能力、可能性を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりが重要です。

そのため、女性に対するあらゆる差別や暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を充実させるとともに、被害の未然防止、被害者に対するきめ細やかな支援が求められています。

美里町の現状

- 憲法等により男女平等が保障されている一方で、性別による固定的役割分担意識に起因する慣習など男女間に格差がみられます。
- 地域づくり活動においては、女性が担う役割も多いなか、企画立案段階への参画が進んでいないのが現状です。今後、老若男女が平等に、広く地域づくりに参画し、新たな視点で取り組むことが地域活性化、暮らしやすい地域づくりにつながると考えられます。
- 本町では、男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発に関する取組を実施していますが、懇話会の開催など事業のさらなる充実が求められています。

基本方針

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会の実現をめざします。

施 策

① 男女共同参画社会の実現

- ・社会のあらゆる場への女性の参画を支援する体制づくりや人材育成への取組、家事・介護や地域活動へ男女がともに参画できる環境づくりを推進します。
- ・男女共同参画に対する町民の理解と認識を深め、固定的な男女役割分担意識の解消を図るため、啓発活動の充実に努めます。

② 登用機会の均等の促進

- ・各種協議会等における女性の委員数の拡大を図り、多様な分野に女性の視点を反映させるとともに、女性の社会参画を促進します。

③ 男女が共に働きやすい環境の整備

- ・事業者の協力のもと、雇用分野における男女の均等な機会や待遇の確保を促進します。
- ・**ワーク・ライフ・バランス²**（仕事と生活の調和）への理解を深めるために講座等を開催するとともに、育児や介護への男性の積極的な参加を推進します。
- ・婦人会など女性団体やグループの活動を支援するとともに、リーダーの育成や研修活動を推進し、各種地域活動へ積極的な参加を促進します。

主 な 実 施 事 業

- ・啓発活動の実施（広報紙掲載、懇談会開催）
- ・審議会等への女性の積極的登用
- ・男女共同参画計画の策定

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用	17.4%	7.6%増加	25.0%

2 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

(3) 広報・広聴の充実



町民との協働によるまちづくりを推進するためには、個人情報保護などに配慮しつつ、広報や広聴を充実していくことが必要不可欠です。

美里町の現状

- 行政情報や観光情報、イベント情報等を中心に掲載している本町のホームページは、アクセス数自体も年々増加しています。今後も閲覧者の増加が見込まれることから、掲載内容の更なる充実に努める必要があります。
- 本町では、平成30年度からテレビデータ放送を、令和元年から SNS³を使った行政情報の配信を開始しました。スマートフォンの普及に伴い、今後、情報の入手がさらに容易になることが見込まれることから、SNS などの多様な手法を用い、ホームページと連携させた情報発信を行っていく必要があります。
- 本町では、全戸に広報紙の配布を行っています。広報紙は行政と町民のコミュニケーションツールでもあるため、今後も町民全てに情報を発信していく必要があります。
- 町民が意見や要望を行政に示す手法として、「町政ポスト」を各地区公民館に設置しているほか、各種計画等に対する町民からの意見を聴く機会として、パブリックコメント⁴を実施していますが、町政への提案・意見は少ない状況にあるため、更なる周知や取組の充実が必要です。
- 集団広聴の場として、各地区において町政座談会やまちづくり出前座談会を実施します。特にまちづくり出前座談会では、行政区単位での地区住民の意見を行政全体で活用する取組をしています。今後も参加者を増やす工夫をし、さらに幅広い意見を収集できるようにする必要があります。

基本方針

広報事業や情報の充実化を図ることで、町民が本町や、本町のまちづくりに関心を持ち、地域全体が活気あふれる地域づくりをめざすとともに、町民の声を町政に積極的に反映するため、様々な機会を通じて、町民ニーズの把握に努めます。

3 SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築と支援するインターネットを利用したサービスのこと。

4 パブリックコメント

基本的な政策等の策定にあたって、その案の趣旨や内容等を広く公表して意見を募集し、その意見を考慮して政策等の策定をするとともに、提出された意見の概要やそれに対する町の考え方を公表する一連の手続きのこと。

施 策

① 広報紙や町ホームページ等の充実

- ・わかりやすく、手に取りやすい広報紙の作成や、町ホームページ、テレビデータ放送、SNS 等を用いた情報提供を行います。

② 広聴機能の強化

- ・「町政ポスト」の設置など、町民が意見や要望を行政に示す機会の充実に努めます。
- ・町民の町政への参加を促進し、行政の透明性を向上させるため、計画等の策定時及び策定過程において審議会やパブリックコメント等によって町民の意見を聴く機会を充実します。
- ・地区住民の意見を行政全体で活用できるようにするため、地域から直接意見を聴く機会を積極的に設けます。

主 な 実 施 事 業

- ・ 広報紙発行事業
- ・ 町政ポスト事業
- ・ 町政座談会の開催
- ・ 多様な手法を用いた情報発信

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
町ホームページへのアクセス数（年間）	127千件	25%増加	159千件

(4) 行財政運営の推進



地方交付税の減少、財政の硬直化等、厳しい財政状況のなか、行政課題の克服のためには、中・長期的な展望に立ち、安定的な行財政運営を行う必要があります。

美里町の現状

- 職員研修や人事交流により、職員の人材育成に努めています。また、人材育成や人事管理を行い住民サービスの向上の土台を作ることを目的に人事評価を行っています。
- 社会情勢の変化に伴う行政需要に対応できる組織体制を整備する必要があります。
- 特定個人情報を含めた個人情報の適正な取扱いを徹底するとともに、制度に対する正しい理解と適正な個人情報の保護に努めるよう啓発する必要があります。
- 財政運営については、行財政改革等の推進により一定の効果が出てきているものの、依然として厳しい運営を強いられています。今後、更に人口が減少していくことが予想されるなか、町税をはじめとする歳入の大きな伸びは期待できない状況にあります。町民が安心して暮らすためには、町民サービスの向上も求められるため、多様化する町民ニーズへの対応と、行財政運営を両立していくことが必要です。
- 事務事業や制度の見直しについては、これまでの行財政改革大綱において、有効性、効率性、必要性、妥当性を検証し、適正化が図られていますが、今後も事務事業評価等を実施しながらこれまでの慣習にとらわれることなく、新たな取組を検討していく必要があります。
- 公共施設については、美里町公共施設マネジメント計画に沿って長期的な視点に立った計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいく必要があります。具体的には個別施設計画を策定し、全体計画の見直しを行いながら計画を推進していくことが必要です。

基本方針

少子高齢化などによる社会構造の変化や多様化する町民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを提供していくため、経営的な視点で、より一層合理的な行政運営の強化を図ります。また、自主財源の確保や事業の見直し等による財政運営の健全化をより一層推進していきます。

施策

① 行政組織の効率化

- ・職員一人ひとりの能力が最大限発揮できるよう、職員研修や人事交流など、職員の人材育成に努めます。また、職員の能力開発等につながる人事評価制度を推進します。
- ・社会情勢の変化に伴う行政需要に対応できる組織体制を整備します。
- ・行政の諸課題に迅速に対応するため、庁内の横断的な連携体制の強化に努めます。

② 情報公開と個人情報の保護

- ・町民の積極的な参加による開かれた町政を実現するために、町が保有する情報を町民に公開します。また、公開する文書を適正に管理します。
- ・セキュリティ対策に努めながら、より一層、効率的なシステム化を推進し、個人情報の保護の徹底を図ります。

③ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

- ・財政負担を軽減・平準化するとともに社会環境の変化や地域特性に応じた公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、美里町公共施設等マネジメント計画における個別施設計画により、財政運営と連動させながら更新・維持・管理に努め、将来的に適正な施設保有量への施設削減を奨めます。

④ 健全な財政運営の推進

- ・事務・制度の見直しや公共施設等のあり方などを検討し、収納・徴収率の向上により自主財源の確保に努め財政運営の健全化を図ります。また、それらの施策について積極的に情報提供を行い、現状の周知に努めます。

主な実施事業

- ・職員研修の開催
- ・職員の人事交流
- ・財政計画の策定
- ・ふるさと応援寄附金の推進
- ・広告収入の確保
- ・事務事業の整理合理化

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
経常収支比率 ⁵	94.4%	4.4%減少	90.0%
実質公債費比率 ⁶	5.6%	7.0%以下に抑制	7.0%以下
将来負担比率 ⁷	0.0%	2.0%以下に抑制	2.0%以下

5 経常収支比率

地方公共団体が標準的な水準で行政を行う場合に要する経費を、標準的に収入しうると考えられる地方税などによりどのくらいまかなえるかを表す指標。

6 実質公債費比率

自治体財政の健全度をはかるために導入された財政指標で、標準的な収入に対する地方債償還金の割合。

7 将来負担比率

当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

(5) 広域連携の推進



情報化の進展や社会環境の変化に伴い、町民の日常生活圏は広域化していることから、行政需要も広域化しています。また、町民ニーズの多様化に伴い、町域を超えた質の高い行政サービスが求められています。

美里町の現状

- 多様化する町民ニーズに柔軟に対応できるように、広域連合や周辺市町村をはじめ、**連携中枢都市圏域**⁸や熊本県との強固な連携による地域一体となった広域行政を推進していくことが必要です。
- 本町では多様な主体との連携の推進として、平成27年8月に包括連携協定を熊本学園大学と締結しました。今後も、パートナーシップによるまちづくりを推進し、専門的知見や学生の活力などを地域の活性化や地域課題の解決に活かしていく必要があります。

基本方針

多様化する町民ニーズに柔軟に対応できるよう、周辺市町村をはじめ、連携中枢都市圏域や熊本県との強固な連携による地域一体となった広域行政を推進します。また、多様な主体とも連携しながらパートナーシップによるまちづくりを推進します。

⁸ 連携中枢都市圏域

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点。

施 策

① 広域連合との連携の推進

- ・広域的な地域づくりのため、広域連合の財政コスト圧縮による体制維持も視野に入れながら、構成自治体と連携して推進します。

② 広域連携の推進

- ・熊本市と連携協約を締結し、役割分担をしながら、そこで形成された圏域全体で、広域連携事業を実施していきます。
- ・近隣市町村との連携・協調により地域浮揚に努め、イベントなど広域振興事業に取り組みます。

③ 外部人材の活用

- ・域学連携⁹を推進し、大学等の専門的知見や学生の活力など地域の活性化や地域課題の解決に活かしていきます。
- ・地域おこし協力隊を活用して、地域の活力を取り戻します。

主 な 実 施 事 業

- ・ 広域連合事業
- ・ 九州中央地域連携推進協議会事業
- ・ 域学連携事業
- ・ 連携中枢都市との連携事業
- ・ 地域おこし協力隊の受け入れ

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
連携中枢都市との連携事業数	31事業	12事業増加	43事業
域学連携による事業実施数	3事業	維持	3事業
地域おこし協力隊の委嘱人数 (期間累計)	10人	7人増加	17人

9 域学連携

大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の住民や NPO 等とともに、地域の課題解決または地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や地域の人材育成などに取り組むこと。

第2章

健康・福祉の まちづくり

(1) 子育て支援の充実



わが国では急速な少子化が続いており、同時に核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、高齢化の進行等を背景とし、子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

また、子どもが健やかに育つためには、家庭や保育所・認定こども園、学校だけでなく、地域の多様な人々とのふれあいや、地域における見守りが欠かせません。家庭や保育所、認定こども園、学校、地域が連携し、社会全体で子育てをする環境づくりが必要です。

美里町の現状

○本町では、**子ども・子育て支援新制度¹⁰**のもと、「すべての子どもが健やかに育ち、子どもの笑顔があふれるまち 美里町」を基本理念とした「美里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、さらなる子育て支援体制の充実を図っています。今後も、本計画をもとに、乳幼児の教育・保育の充実をはじめ、地域での子育て支援の充実など総合的に子育て支援施策を推進していく必要があります。

○まちづくりに関するアンケート調査（平成27年）では、行政に取り組んでほしい子育て支援について、「保育園や幼稚園にかかる出費負担の軽減」、「安心して医療機関にかかる体制の整備」、「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場の提供」が求められていることがみてとれます。経済的負担の軽減、医療の充実、子育て支援の相談体制の構築、情報提供など幅広いニーズに対応していくことが必要です。

基本方針

子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していきます。また、町民ニーズを踏まえ、経済的負担の軽減、医療の充実、子育て支援の相談体制の構築、情報提供などきめ細やかな支援を推進します。

¹⁰ 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。

施策

① 安心して子育てできる環境づくり

- ・子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育を質・量ともに充実するとともに、身近な地域におけるきめ細かな子育て支援サービスを充実します。
- ・不妊や不育で悩む夫婦や子育て家庭への相談体制や経済的支援の充実を図ります。
- ・就学前の教育・保育の一体的提供をめざし、町内の教育・保育施設の状況等を踏まえ、さらなる推進を検討します。
- ・保育士・幼稚園教諭や学童指導員の資質向上や、保育所・認定こども園・小学校等の連携の強化など就学前から就学後まで、総合的に教育・保育の質の向上を図ります。

② 子どもを見守り、育む環境づくり

- ・子どもの遊び場や子育てに関する相談の場の確保、子ども同士や親子、子育て家庭と地域住民の交流、子育てに関する情報発信等をきめ細かく行うため、子育て支援拠点の機能強化を図ります。また、子育てボランティアの育成やボランティアによる交流支援等を通じ、地域における子育て支援体制を強化します。
- ・地域の公民館や公園等を活用し、子どもの遊び場を確保するとともに、身近な場で親子や親同士が交流できる機会を充実します。
- ・保健師や子育てアドバイザー等の専門家による相談を充実するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関の連携を強化します。

主な実施事業

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・第3子以降出生祝金
- ・第3子以降保育料無償化事業
- ・こども医療費助成事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
出生祝い金の支給件数(年間)	17件	維持	17件

(2) 高齢者福祉の充実



近年、急速な高齢化に伴い、わが国の高齢化率は令和7年（2025年）には30%を超えると予測されています。

こうした中、平成27年4月の介護保険制度の改正では、**地域包括ケアシステム¹¹**の構築に向けて、予防給付の見直しと地域支援事業の充実が図られることとなりました。新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、介護保険サービス事業者だけでなく、NPOや民間事業者、ボランティア等の多様な担い手が参画できるようになることから、サービスの提供・利用を通じ、高齢者を取り巻く地域のネットワークが構築されることが期待されています。

また、高齢者の社会参加は、生きがいづくりだけでなく、介護予防や閉じこもり防止にも効果的です。超高齢社会においては、高齢者は支えられるだけではなく、支える側として、担い手の役割も期待されており、本町でも、元気で活力ある高齢者が担い手となり、ボランティアや地域の見守り、支え合い活動に積極的に取り組める仕組みづくりが必要です。

美里町の現状

- 本町の高齢化率は平成30年10月末現在で42.8%（住民基本台帳）と、熊本県の30.6%（熊本県統計調査課「熊本県推計人口調査」平成30年10月）、と比較しても12ポイント以上高くなっています。
- 介護予防事業で実施しているいきいきサロンに加え、住民主体の通いの場を設立し、地域ぐるみで健康づくりを行う体制を整えていますが、今後はリーダーとなる通いの場サポーターの養成にも力を入れていく必要があります。併せて、住み慣れた地域で自立して生活するために生活支援サービスの創出や充実が必要です。
- 高齢者や身体障がい者の外出を支援するため、福祉バスを運行していましたが、美里町地域公共交通網形成計画に基づき、美里バスへ移行されました。今後、美里バスが高齢者や身体障がい者の外出の支援として機能しているか、意見を集約し検討が必要です。
- 認知症施策の推進については、早期発見を図る観点から、もの忘れ相談会の実施や認知症初期集中支援チームの設置、また、認知症地域支援推進員を配置し、徘徊模擬訓練や認知症サポーター養成講座を行い、住民の認知症への正しい理解が深まるよう普及啓発活動を行っています。

基本方針

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進を図ります。加えて、今後増加すると推測される認知症高齢者に適切に対応するため、**認知症ケアパス¹²**を確立しながら、早期診断・対応等、本人や家族への支援を実施する体制の構築を図り、高齢者施策の推進をします。

施 策

① 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加の促進

- ・高齢化社会を迎えている本町において、高齢者が地域の一員として様々な活動に参加することは、生きがいがいづくりの促進や地域の活力になります。このため、高齢者がこれまでの経験や知識を活かせる場や学習の意欲を満たせる場、楽しみを得られる場を充実し、高齢者の社会参加を促進します。

② 介護予防・日常生活支援の推進

- ・高齢者の自立生活を支える地域の仕組みづくりや、生活支援サービスの充実、元気な高齢者自らが介護予防や生活支援の担い手になれるような仕組みづくりに取り組みます。

③ 地域包括ケアの充実

- ・高齢化社会を迎えている本町においては、高齢者の実情に応じた多様な支援体制の構築が急務となっています。そのため、地域包括支援センターを中心に、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯でも安心して在宅生活が送れるよう、地域全体で高齢者の実情に応じた生活を支える体制づくりを推進します。

④ 認知症施策の推進

- ・認知症は、早期診断・早期対応が重要です。このため認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を実現するため、本人や家族への支援を実施する体制を構築します。

主 な 実 施 事 業

- ・老人クラブ活動の支援
- ・高齢者スポーツの推進
- ・介護予防事業
- ・配食サービス
- ・シルバー人材センターの支援
- ・元気高齢者の担い手育成
- ・認知症施策総合推進事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
老人クラブ会員数	1,370人	10%増加	1,500人
シルバー人材センター登録者数	46人	10人増加	56人
通いの場登録箇所数	26カ所	19カ所増加	45カ所

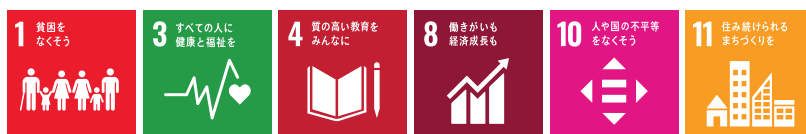
11 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

12 認知症ケアパス

認知症の方とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の方と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みのこと。

(3) 障がい者福祉の充実



障がいの程度、年齢などによって、障がい者が抱える悩みや相談は異なります。家族や友人等がいる地域で安心して暮らし続けていくためには、障がい者が気軽に相談でき、円滑に情報を入手・利用できる環境づくりが必要です。

また、近年、障がい者本人や介護者である保護者の高齢化に伴い、保護者なき後の生活についての不安が増大していることから、障がい者が安心して生活することができる住まいの確保が求められています。

さらに、障がい者が地域で安心して生活するためには、保健・医療や保育・教育、就労、生活支援、防災等、多方面にわたる生活基盤の充実が求められます。

美里町の現状

- 本町では、今後、多くの公共施設の老朽化が予測されることから、その際の改修等について、**バリアフリー¹³**化を推進し、障がい者を含むすべての人が利用しやすい**ユニバーサルデザイン¹⁴**の普及に努めます。
- 地域で安心した生活が送れるよう、現行の障害福祉サービスを中心に、地域生活支援事業における日中一時支援や移動支援事業のサービス提供体制を充実し、在宅医療を推進するとともに、通所系サービスの充実、地域生活支援拠点等の整備をしていく必要があります。
- 障がいに対する正しい理解や啓発事業を実施していますが、**インクルーシブ¹⁵**社会の実現に向け、障がいや障がい者に対するさらなる理解の促進を図る必要があります。

基本方針

バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するほか、障がい者のみではなくその家族を含めて、地域社会で安心した生活ができるよう障害福祉サービスの充実を図ります。また、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進、インクルーシブ社会の考え方の浸透を図るためのさまざまな施策を推進します。

¹³ バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが日常生活を送るうえで妨げになるもの（障壁、段差など）を取り去って、人にやさしい生活空間を作り上げること。

¹⁴ ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザインのこと。

¹⁵ インクルーシブ

包括的な、すべてを含んだ、という意味。障がいの有無を問わず、誰もが住みやすいまちづくりを行うこと。

施策

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・公共施設へのUD（ユニバーサルデザイン）の推進とともに、庁舎等において、障がい者が円滑に情報を取得・利用でき、意思表示やコミュニケーションを行うことができるための情報通信における情報アクセシビリティの向上や情報提供の充実等の情報アクセシビリティにおけるバリアフリー化を推進します。

② 障害福祉サービスの充実

- ・現行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による障害福祉サービスの提供体制の整備充実を図り、障がい者の安心した地域生活の実現を目指します。
- ・地域生活支援事業として実施する移動支援や日中一時支援事業の利用促進とともに、緊急時の受け入れ体制の確保や安心した地域生活を支援していくための拠点施設（地域生活支援拠点等）を整備します。
- ・地域で生活する障がい児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介や情報発信をします。

③ インクルーシブ社会の実現に向けた取組の推進

- ・町民に対して、理解促進・研修啓発事業を実施し、障がいに対する正しい理解と町民自ら取り組む事業を支援します。
- ・行政、障害福祉サービス提供事業所、医療機関、NPO等が連携して、障がい者の社会参加を支援します。

主な実施事業

- ・公共施設等バリアフリー化推進事業
- ・障害福祉サービス等給付事業
- ・障害児相談支援、障害児通所支援事業
- ・地域生活支援拠点等整備事業
- ・公共施設等情報アクセシビリティ推進事業
- ・理解促進・研修啓発事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
日中一時支援事業提供事業所数	2カ所	2カ所増加	4カ所
移動支援事業提供事業所数	4カ所	1カ所増加	5カ所
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1カ所	維持	1カ所

(4) 地域福祉の推進



近年、核家族化等に伴い地域のつながりの希薄化が進んでいます。そのなか、子育て・介護の負担増大、いじめ・不登校、虐待、うつ等、地域社会を取り巻く課題は複雑・多様化しています。こうした課題のなかには、既存の制度やサービスでは対応がむずかしいものも少なくありません。そのため、身近な地域における見守りや支え合いの重要性が高まっているとともに、いざというときに必要な支援が受けられる仕組みづくりが求められています。

美里町の現状

- 地域福祉の推進は、町民が主体となって互いに支え合い、地域社会を強くしていくことが求められます。ボランティアの確保や地域の若い世代への積極的な声かけ等、日ごろからのコミュニケーションが重要となります。
- 定住団地が整備された一部の地区を除き、各地区で人口が減少している状況です。集落を維持していくことが難しい地区も出てきていることから、地域の実情を踏まえた地域福祉の充実が求められます。
- ふれあいいきいきサロン活動は本町の地域福祉活動の拠点であり、特徴ともなっています。このような小地域ネットワーク活動を通じて地域福祉の推進をさらに進めます。

基本方針

社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携により、地域での支え合いの仕組みづくりを行います。また、だれもが福祉サービスを適切に利用できるよう利用促進を行い、住み慣れた地域のなかで安心して生活できるまちづくりをめざします。

施 策

- ① **福祉サービスの適切な利用促進**
 - ・高齢者等の生活の自立、子育て世代への支援、障がい者の日常生活及び社会生活が充実したものとなるよう各種事業を実施します。
- ② **地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達**
 - ・福祉に関わる人材育成とともに、ボランティア等による地域支え合いの仕組みづくりを推進します。また、障がい者等の社会参加促進のための交流事業を推進します。
- ③ **地域福祉に関する活動への住民参加の促進**
 - ・地域福祉に関する住民意識の向上を図り、子育て世代の地域活動の促進やサロン等の運営への参加促進のための事業を展開します。

主 な 実 施 事 業

- ・ボランティア育成事業
- ・ふれあいいきいきサロン事業
- ・集会所等整備推進事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
ボランティア登録会員数	106人	15%増加	121人
ふれあいいきいきサロン箇所数	74カ所	維持	74カ所
地域見守り登録者数	282人	5%増加	296人

(5) 健康づくり・医療機関との協働



生涯を通じて心豊かに暮らすためには、心身ともに健康であることが最も重要な要素といえます。町民一人ひとりが自らの健康に関心を持つとともに、家庭や地域の支え合いによって、個々の健康づくりがより一層促進されるよう、社会全体で支援する環境づくりが求められています。

美里町の現状

- 予防可能な生活習慣病対策に重きをおき、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた支援を行っています。
- 国民健康保険医療給付費に占める生活習慣病の割合は減少傾向にあり、100万円以上の高額医療の脳血管疾患や心疾患の発症数も鈍化してきました。
- 特定健診受診率は令和元年度に60.5%まで伸びてきましたが、高額医療者においては特定健診の未受診者が多く、受診率向上を図っていく必要があります。
- 医療機関とは重症化予防対象者の情報を共有し、協働で支援することで改善するケースも増えています。今後も KDB¹⁶データ等の実態を共有しながら、連携体制を強化していく必要があります。
- 死亡原因としてもっとも多いのががんとなっているものの、各種がん検診の受診率は20%程度と低い状況です。特定健診と併せてがん検診の受診率向上への取組を強化していく必要があります。

基本方針

だれもが心身共に健康で暮らしていけるよう、一人ひとりが健康づくりを意識し、家庭や地域がサポートできる体制づくりを推進します。また、町民の生命や社会生活の維持に努めつつ、誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、県及び近隣市町村、関係機関、医療機関や医師会等との連携を強化するとともに、重症化予防対策や夜間・休日における救急医療体制の充実に努めます。

¹⁶ KDB

「特定健診・特定保健指導」、「医療」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムのこと。

施策

① 予防を重視した健康づくりの支援

- ・がん検診や特定健診の受診を促し、町民が自身の健康状態を正確に把握し、適切に体調管理ができるように支援します。
- ・妊娠期、乳幼児の健診や相談の場を生活習慣病予防の学習の場として活用します。
- ・町民や地域団体と共に健康づくりに関する意識啓発を行い、地域ごとの健康課題に応じた具体的な活動を展開します。

② 町内の医療機関（医科・歯科・薬局）との協働

- ・「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」を持つことを啓発し、「糖尿病連携手帳」、「血压手帳」、「お薬手帳」の活用・定着を目指します。
- ・「糖尿病連携手帳」を活用して主治医の栄養指示を確認し、地域での管理栄養士による支援を強化します。
- ・医療機関と町の健康課題を共有する場を設け、課題解決を目指します。

③ 救急医療体制の充実

- ・近隣市町村、関係機関と連携し、休日・夜間における救急医療体制の充実に努めます。

主な実施事業

- ・特定健診、がん検診未受診者への受診勧奨
- ・生活習慣病の発症、重症化予防のための訪問指導
- ・母子保健事業を活用した生活習慣病予防の学習の強化
- ・医療機関との学習会の実施
- ・健康ポイント事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
特定健診受診率	60.5%	9.5%増加	70.0%
内臓脂肪該当者 ¹⁷ の割合	24%	4%減少	20%
HbA 1c ¹⁸ 6.5%以上の割合	13.7%	5.7%減少	8.0%
HbA 1c8.0%以上の割合	1.8%	0.8%減少	1.0%

17 内臓脂肪該当者

内臓脂肪該当（メタボリックシンドローム）と診断された人の事。

18 HbA 1c（ヘモグロビン・エー・ワン・シー）

ヘモグロビンの一つ。過去の平均血糖値を反映するため、糖尿病管理の指標として用いられる。6.5%以上で受診勧奨レベルとなり、8.0%以上で治療困難レベルと判断される。

（６）社会保障制度の適正な運営



高齢化に伴い、医療や介護サービスを受ける人が増加するなか、国民健康保険や介護保険の安定的な運営を行っていく必要があり、特定健康診査・特定保健指導、介護予防・日常生活支援総合事業等、医療費や介護給付費の適正化に向けた取組を行っています。

また、生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的とした制度です。近年の社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

美里町の現状

- 高齢化等に伴う住民所得の減少により国民健康保険税の税収が減少する一方、一人当たりの医療費は年々増加傾向にあります。
- 国民健康保険、後期高齢者医療の地域差指数は1を上回っており、介護費給付費は県下トップで深刻な状況です。
- 介護保険事業の安定的な運営については、介護サービスの適切な利用と安定した財源の確保を図る必要があります。
- 持続可能な社会保障制度を維持していくためには、国保、後期、介護の分野が一体となり、令和3年度より KDB を活用した取組を行います。

基本方針

町民が健康で安心して生活を営むことができるよう、社会保障の健全かつ適正な運営に努めるとともに、医療費抑制、さらには介護保険にかかる負担の抑制をはかるため、関係機関と連携して、きめ細かい相談活動や予防事業に取り組みます。

施策

① 国民健康保険の適正な運営

- ・国民健康保険の今後の動向やその仕組み、状況などについて住民周知を徹底し、適正な運営に努めます。また適正運営については収納率向上のために口座振替の勧めや滞納者への納税勧奨に努めます。
- ・医療・健診データの分析により医療費の高騰の原因となる心疾患・腎疾患・脳血管疾患などの生活習慣病の対策として、特定健診データより重症化予防の対象者を明確にし、継続的な保健指導を実践します。

② 後期高齢者医療の適正な運営

- ・運営主体の「熊本県後期高齢者医療広域連合」と連携し、医療費の現状分析及び被保険者の適正な受診指導や、予防医療の啓発に取り組めます。
- ・後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。
- ・ジェネリック医薬品について、正しい情報を提供し利用を推奨します。

③ 国民年金制度の周知と加入促進

- ・広報紙やホームページにより、国民年金制度の普及啓発に努め、年金受給権を確保するための加入促進、年金相談を充実します。
- ・国民年金保険料の未納者に対する納付案内を行うとともに口座振替またはクレジットカードによる納付の推奨を行います。

④ 介護保険事業の安定的な運営

- ・ケアマネジャー及び介護保険事業者に対する指導助言、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施による要介護認定者数の抑制、介護保険制度の情報提供、収納率の向上、介護給付費適正化事業の実施などにより安定的な運営に努めます。

⑤ 生活困窮者の自立支援

- ・関係機関と連携し、相談体制の充実など自立に向けた支援に努めます。

主な実施事業

- ・各社会保障制度の周知・啓発事業
- ・ジェネリック医薬品の使用推進事業
- ・保険料（税）の収納対策事業
- ・ヘルスアップ事業
- ・介護給付費適正化事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
国保保険者努力支援制度 ¹⁹ 得点率	79.5%	5.5%増加	85.0%

¹⁹ 国保保険者努力支援制度

保険者における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて交付金を交付する制度

第3章

教育・文化の まちづくり

(1) 学校教育の充実

国では、第3期教育振興基本計画を策定し、確かな基礎的な学力の向上や豊かな心・健やかな体の育成といった、「生きる力～学びのその先へ～」の確実な育成をめざした方策を進めています。



美里町の現状

- 本町においても、教育改革の理念を重視し、今後も「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を育成する学校教育の充実を図り、生きる力の定着に向けて児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな取組を推進していく必要があります。
- 子どもの「読書ばなれ」が指摘される中、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年に施行されました。子どもの豊かな読書経験の機会の充実のため、学校図書館の整備・充実に努めていくことが必要です。
- 学力の向上については、3つの小学校の児童は、中学校区ごとにそれぞれの中学校へ進学することから、小学校から中学校へのスムーズな移行を図るため、小中学校間の連携を深めることが大切です。
- 学習指導においては、児童・生徒や教育に関する適切な理解にはじまり、少人数指導や **TT指導**²⁰ など多様な学習形態や子どもの視点から構想する授業をはじめ、子どもたちの主体的な学習を促していくために、単元・教材を開発する能力やコーディネート能力など、教員には多様な資質能力が求められています。
- 教育施設については、すべての学校の耐震化は完了しましたが、建築後40年を経過する校舎等もあることから、今後も学校施設長寿命化計画により施設の維持補修は今後も継続していく必要があります。
- 情報教育面では、一人1台の学習用端末や校内通信ネットワーク整備事業は完了しましたが、今後は、情報化社会を生き抜くことができるよう、児童生徒の情報活用能力や言語能力を高め、情報モラルを身に付けるための学習活動の充実を図る必要があります。また、教職員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実も併せて図る必要があります。
- 本町においても、不登校や生徒指導等の課題がみられ、その背景も複雑化しています。学校教育における児童・生徒の心のケア・居場所づくりの役割が重要になってきています。

基本方針

教育改革の理念を重視し、今後も「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を育成する学校教育の充実を図り、生きる力の定着に向けて児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな取組を推進します。また、小中連携の推進やICTを使用した教育など、本町の状況に合った学校教育の充実を図ります。

²⁰ TT指導

チームティーチング指導の略で、複数の教師が協力して授業を行う指導。

施策

① 確かな学力の向上

- ・情報化に対応できる子どもを育成するため、ICTを活用できる環境の整備をさらに進め、子どもたちの情報活用能力の育成を推進するとともに、情報モラルの向上に努めます。
- ・外国語指導助手（ALT）を配置し日常的に話す機会を設けることで、外国語コミュニケーション能力の育成、国際理解の促進に努めます。
- ・障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別支援教育の充実を図ります。
- ・適切な指導の推進と研修・研究活動の充実を図り、教職員の資質の向上に努めます。

② 豊かな心を育む教育の充実

- ・道徳教育の推進体制の確立、授業公開、校内研修、研究授業の推進、熊本県が推奨する道徳の副読本「熊本の心」の活用を図ります。
- ・「命を大切にする心」を育む指導プログラムの作成と指導の充実を図ります。
- ・児童・生徒の実態を的確に把握し、豊かな人間関係を築きながら、個に応じたきめ細やかな指導を展開し、児童・生徒の学力の向上を目指します。
- ・教育相談体制の整備と不登校・いじめ問題への早期発見ときめ細やかな対応に努めます。
- ・家庭、地域、関係機関と連携して、子どもたちを有害環境から守り、問題行動の予防や早期対応に努めます。

③ 健やかな体の育成

- ・学校給食等を通じ、食への興味関心を深める場を設け、家庭や地域と連携した食育（地産地消など）を推進します。

④ 教育環境の整備

- ・安全面をはじめ環境衛生面、地域の避難施設等の観点から施設の維持補修や改修工事の計画的な実施に取り組みます。

主な実施事業

- ・美里町学力向上推進委員会の取組推進
- ・教育審議員の配置による授業参観指導
- ・少人数指導・TT指導、学習支援員の配置
- ・特色ある教育推進事業
- ・学校施設等整備事業
- ・学校教育 ICT 活用事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
英語検定3級以上合格率	18.3%	26.7%増加	45%
全国学力・学習状況調査の全国平均に対する正答率（小学生）	+ 3.3%	1.7%増加	+ 5.0%
全国学力・学習状況調査の全国平均に対する正答率（中学生）	+ 1.4%	0.6%増加	+ 2.0%
全国版コミュニティスクールへの移行学校数	0校	2校増加	2校

(2) 社会教育の充実



生涯学習は青少年から成人・高齢者までの各世代を対象としています。自由時間の増大や生活様式の多様化、情報化、国際化の進展等の時代潮流の変化により、生涯を自分らしく心豊かに過ごすため、自ら学ぼうとする「生涯学習」への意識が高まっています。

美里町の現状

- 本町では、生涯学習機会の提供として、公民館講座や各種講座を開催しています。講座開講後、自主的に活動を継続しているサークルも多くみられ、人材バンクの整備にもつながっています。今後は、青少年を対象にした活動の充実や受講者のニーズにあった対応など、生涯学習機会のさらなる創出、充実が求められています。
- 社会教育施設については、老朽化や機能充実に伴う改修、活用方法の検討が必要になっています。
- 社会教育指導者の育成については、社会教育指導員を中心に実施しています。今後は、町内ボランティアや指導者の育成につながるような講座内容の充実が求められています。
- 幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核としての地域づくり」を目指して、地域学校協働活動を推進しています。この活動をよりよく実施するために、多くの地域の協力者を得ることが求められています。

基本方針

高度化、多様化するニーズに対する学習機会の充実を図り、人材育成、学校と地域との連携強化に努めます。また、家庭や地域の教育力の向上を図り、青少年の健全育成につなげます。

施 策

① 社会教育環境の充実

- ・生涯学習講座を通して、自主サークルや生涯学習ボランティア等の指導者育成を図るとともに、人材バンクの整備を進めます。

② 生涯学習機会の提供

- ・学習活動支援の充実を図るため、利用しやすい生涯学習施設の整備や図書（蔵書）内容の充実など、生涯学習機会の提供に取り組みます。

③ 家庭の教育力、地域の教育力の向上

- ・次代を担う青少年の育成のために、家庭、学校、地域住民等の連携した活動を促進し、青少年教育の推進に努めます。

④ 地域学校協働活動の推進

- ・地域学校協働活動推進員を中心に、学校と地域を繋ぎ、両者が連携・協働しながら様々な事業を行う支援に取り組みます。

主 な 実 施 事 業

- ・各種体験プログラムの開催
- ・生涯学習講座
- ・地域学校協働活動事業
- ・学校支援ボランティア事業
- ・家庭・地域・学校の連携体制の整備
- ・人材バンク整備
- ・図書（蔵書）内容の充実

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
ボランティア育成数	0 人	10 人増加	10 人
学校支援ボランティア登録数	0 人	60 人増加	60 人
美里町中央公民館（生涯学習拠点施設）の延べ利用者数（年間）	9,158 人	10%増加	10,000 人
図書の蔵書数	18,662 冊	7%増加	20,000 冊

(3) スポーツ活動の充実



生活習慣病対策や低年齢層の体力向上など、健康づくりのための運動への関心、重要度は高まっており、スポーツ・レクリエーション活動は健康・体力づくりや町民の交流の場として重要な役割を果たしています。今後、健康づくりやスポーツ活動へのニーズの多様化に対応するため、ライフステージに応じた健康づくり、スポーツ活動の充実が求められています。

美里町の現状

- 町民のニーズに応じた各種イベントや教室の開催及び組織の再編等が望まれています。
- スポーツを通じた健康づくりを目的として、種目協会等において、健康づくりと競技力の推進を目的とした、各種行事・大会等が実施されています。また、**ニュースポーツ²¹**の普及と生涯学習からスタートした新種目の協会設立を推進しています。各種目協会・各支部毎に活動内容に差がみられるため、指導者及び地域リーダー等の育成が必要です。
- 近隣自治体との交流の促進を目的として、小中高校生を対象とした大会の開催のほか、幼児から一般を対象とした大会等を開催しています。今後、取組の充実を図ることで、合宿の誘致等にもつなげていく必要があります。
- 社会体育施設の管理運営等については、公共施設予約システムの導入により利便性の向上につながっています。システム更新の時期を迎えているため、利用者のニーズに対応したシステムの導入が求められています。

基本方針

多様化するニーズに応えるため、各関係機関と連携協力し、指導者の育成並びに体育施設の環境整備などスポーツ振興体制の構築を図り、誰もが、生涯にわたってスポーツに親しめる社会の実現をめざします。

²¹ ニュースポーツ

レクリエーションの理念と同じく、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめるスポーツ。

施 策

- ① **スポーツを通した健康づくり及びスポーツの振興**
 - ・健康づくりや地域間の連携強化を目的としたコミュニティスポーツ、子どもたちの健全な心身の成長をめざしたジュニアスポーツの充実に取り組みます。また、競技スポーツの技能向上及び競技人口の拡大を推進します。
- ② **指導者の育成と組織強化**
 - ・各競技・団体等における指導者及びリーダーの育成を推進し、相互の連携協力により組織の充実強化を図ります。
- ③ **スポーツ環境の充実**
 - ・住民スポーツ活動の基盤として役割を担えるよう、施設や機能の充実等、スポーツ環境の整備を行い、施設の利用促進やサービス向上をめざし管理運営の強化を図ります。

主 な 実 施 事 業

- ・幼児から高齢者まで参加可能なニュースポーツの普及
- ・老朽化施設設備の整備改修事業
- ・各種スポーツイベントの開催
- ・スポーツ教室及び技能講習会の開催
- ・スポーツ推進委員協議会の活性化

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
各種スポーツ大会の開催回数（年間）	8 回	2 回増加	10 回
スポーツ教室等の開催種目（年間）	4 種目	1 種目増加	5 種目
ジュニアスポーツ指導者研修会（年間）	—	増加	1 回

(4) 人権の尊重



町民一人ひとりが輝くまちを実現するためには、家庭や職場、地域等あらゆる場面において人権が尊重され、町民がお互いに協調しあい、個性や能力、可能性を十分に発揮できる差別のないまちづくりが求められます。

美里町の現状

- 全ての人の人権が尊重される社会をめざし、美里町人権教育推進協議会での研修や講演会の開催、町職員を対象とした研修会等を実施しています。今後も引き続き、人権教育を推進していく必要があります。
- 人権問題については、町民の意識を高めていくため、講演会や研修会以外でも、あらゆる機会を利用し、人権教育・啓発を実施していく必要があります。
- 宇城地域危機管理マニュアルを宇城市・宇土市・美里町にて策定し、地域住民が人権侵害に係る差別事象に遭った場合、問題解決に向け適切に対応しています。今後も、マニュアルを広く周知し、関係機関と連携しながら、再発防止の環境づくりを構築します。

基本方針

あらゆる差別や偏見は、憲法で保障された基本的人権に関わる重要な問題であることから、様々な場において人権教育活動を展開し、人権に対する意識の高揚を図っていくとともに、人権を大切にすまちづくりを推進します。

施 策

- ① **人権教育・啓発活動の推進**
 - ・人権教育に関する研修会の開催や、啓発・広報活動に積極的に取り組みます。
- ② **人権問題に対する支援の体制整備**
 - ・人権問題における各種関係機関の連絡・対応のマニュアル化による体制整備を行います。
- ③ **人権問題解決のための各種団体との連携**
 - ・人権擁護委員をはじめとする様々な団体と連携し、人権啓発・人権教育の事業を推進します。

主 な 実 施 事 業

- ・人権教育事業
- ・職員人権研修事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
人権教育研修の実施数（年間）	2 回	3 回増加	5 回

(5) 文化財の保護と活用



近年のまちづくりにおいては、歴史的文化遺産等を地域資源と捉え、人々を引きつける魅力を活用したまちの活性化に期待が寄せられていることから、文化遺産の保存・継承が重要となっています。

美里町の現状

- 本町には、石橋や石碑などの石造文化財をはじめ、堅志田城跡など数多くの文化財が点在しています。文化財の保存・整備・活用を一体的に行っていくため、学術的な詳細調査の実施や展示・保存場所の確保を進めるとともに、活用策の検討を行っていくことが必要です。
- 石橋の保存・整備については、平成30年に水路の補修工事を行った「雄亀滝橋」や、熊本地震で壁石の崩落が発生し、全国でも稀な「解体・積みなおし」にて修復を行った「二俣福良渡」など、大規模な修復を行っています。また、指定文化財となっている石橋の定期的な除草・清掃を実施しています。今後は、熊本地震の影響を受けている石橋がないか、点検を行っていく必要があります。
- 石橋等文化遺産の活用を目的として、歴史探訪講座を実施し、郷土の歴史啓発に努めています。また、「美里町文化財マップ」、「みさとの石橋」を活用し、文化財の情報発信を行っています。
- 堅志田城跡の調査・整備については、平成25年度に保存管理計画を策定し、保存整備に取り組んでいましたが、度重なる災害が発生しています。今後、災害復旧及び対策を進めつつ、史跡の保存・整備に取り組むため、計画を抜本的に見直す必要があります。
- 郷土芸能の伝承や保存については、全般的な後継者不足が進んでおり、地域文化保護活動のさらなる支援が求められています。

基本方針

恵まれた自然条件のもとに優れた歴史遺産が残されているため、今後も貴重な史料や文化財の調査・保存に努め、郷土の歴史、文化に対し理解と関心が高まるよう歴史探訪講座などの学習機会の提供に努めます。また、郷土芸能などの地域文化の継承活動を支援します。

施 策

- ① **各種文化財の整備、保存の充実**
 - ・各種文化財を適切な工法にて保護するとともに、適切な保存・整備等を行い後世に伝承します。
- ② **地域文化保護活動の支援**
 - ・各地区に伝わる雨乞い踊りや太鼓等の民俗文化財の保存伝承活動を支援します。
 - ・文化の保護・保存に関わる後継者の育成の支援に取り組みます。
- ③ **歴史探訪講座等の開催**
 - ・石橋をはじめとする多種多様な文化財を、郷土の歴史教育資源として、生涯学習講座や説明会・研修会を通して積極的に活用します。
- ④ **文化財保存活用計画の策定**
 - ・平成30年の文化財保護法改正により制度化された文化財保存活用地域計画を策定し、美里町に存在するあらゆる文化財を計画的に、活用していきます。

主 な 実 施 事 業

- ・文化財の整備、保存事業
- ・美里町無形民俗文化財保存伝承事業
- ・歴史探訪講座、現地説明会、各種研修会の開催
- ・文化財保存活用計画策定事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
美里町無形民俗文化財保存伝承支援件数	4 件	維持	4 件
歴史探訪講座参加者数（年間）	26 人	84 人増加	110 人

(6) 文化・芸術活動の充実



ライフスタイルや価値観の多様化により、心の豊かさや生きがいの充実を求める人が増えており、文化・芸術活動の重要性はますます高くなってきています。今後は町民が気軽に文化芸術に触れ、親しむことができる環境づくりや、住民参加型による取組の充実が求められています。

美里町の現状

- 美里町文化協会主催で「美里町文化祭」「七夕コンサート」「文化協会サークル展」等が実施されています。これらの活動に対して適切な支援を行い、さらなる文化・芸術活動の充実に努めていく必要があります。
- 文化交流センターにおいては、様々なイベントが開催されていますが、町外からの利用者はまだ少ないのが現状です。利用率を向上させるため町内外への施設やイベントの周知・PRを図るほか、運営ボランティア等の育成、各年齢層にあった文化イベント等の企画・開催の推進を図ることで、集客力を高めていく必要があります。
- 文化事業の推進として、各団体が開催する様々なイベントを連携して実施しています。

基本方針

芸術・文化団体の育成と活性化に努め、広域的な文化交流を推進します。また、芸術・文化活動の成果発表機会の充実を図り、美里町文化祭など自主的に行う文化活動を積極的に支援します。

施 策

① 文化交流センター事業の推進

- ・文化情報の発信と文化活動の拠点として、「鑑賞型」「普及啓発・育成型」「参加創造型」事業を充実させます。

② 活動成果発表機会の提供

- ・文化活動が一層活発になり、芸術性や技術の向上を図るため、町文化協会主催による町文化祭など、自主的な文化活動を支援し、各団体の活動成果発表の機会を増やします。

主 な 実 施 事 業

- ・自主文化事業
- ・美里町文化協会主催事業（美里町文化祭、サークル展）の支援

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
文化交流センターの延べ利用者数（年間）	35,534 人	10%増加	39,000 人
自主文化事業への延べ参加者数（年間）	1,619 人	10%増加	1,780 人

第4章

産業・観光の まちづくり

(1) 農業の振興



現在、わが国の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、認定農業者などの担い手の育成が求められています。

美里町の現状

- 本町では、国・県の方針に沿って基本施策を推進しており、担い手への支援や農業基盤の整備については一定の成果もみられています。一方で、中山間地域の実情にそぐわない部分もあり、本町に適した内容で実施していくことも必要です。
- 高齢化の進展と後継者不足等により農業者数は減少の一途を辿っています。農地や自然景観の保全、集落機能等の低下が危惧されるため、担い手の確保・育成が重要な課題となっています。また、今後は、女性部会等の活動促進など、女性農業者の活用の場の創出に努めていくことも求められています。
- 本町では、効率的な営農体制の確立をめざし、**農作業受託組織²²**づくりに取り組んでおり、現在4組織が活動しています。今後も、受託を含めた集落営農の体制づくりに一層取り組んでいくことが必要です。
- 環境、健康に配慮した農業をめざし、環境保全型農業を推進しています。環境保全型農業直接支払事業の取組をしている農家や組織もあり、今後技術の向上及び周知等を進めていく必要があります。
- 学校給食の米について、町内産を供給するなど、地産地消を推進していますが、今後は、一般家庭においても地元産の食材使用を推進していくことが重要です。
- 鳥獣被害対策については、捕獲による頭数減を図りながら国の補助事業による取り組みを継続し、安心して生産できる環境整備を進める必要があります。
- 農業基盤の整備については、各種補助事業や町単独補助金等を活用し整備を進めています。農地の集積・集約を図るうえでも区画整理や農道等の整備を行い、条件不利地の解消に取り組んでいくことが必要です。

²² 農作業受託組織

農業経営又は農作業の全部もしくは一部を組織的に受託する集団。

基本方針

農道をはじめとする農業基盤を整備するとともに、多様な担い手の育成や確保、効率的な経営体制の確立を図り、農業経営の安定に努めるほか、**6次産業化²³**やブランド化に取り組み、農産物の付加価値化を推進します。また、環境に配慮した農業を推進し、生産者と消費者の交流による地域の活性化を推進します。

施策

- ① **多様な担い手の確保と育成**
 - ・若者や高齢者、兼業農家、組織等の多様な担い手の確保、育成を図るために、就農・営農相談や農業研修等、積極的な支援を行います。
- ② **効率的な営農体制の確立**
 - ・農作業受託や集落営農等の組織づくりに取り組みます。
- ③ **農業基盤の整備**
 - ・農道、農業用排水施設、圃場整備等の農業基盤整備を推進し、作業労力の軽減、利便性の向上を図ります。
- ④ **環境、健康に配慮した農業の推進**
 - ・環境保全型農業や有機農業の推進を図ります。
- ⑤ **6次産業化の支援**
 - ・生産、加工、販売の一貫した流通体制の整備に取り組みます。
- ⑥ **ブランド化の推進**
 - ・特産品となる農産物の生産やこれを活用した商品開発に取り組み、町独自のブランド化を推進します。
- ⑦ **女性の登用**
 - ・各種委員への選任をはじめ、様々な事業への参画、女性部会等の活動の活発化を進めます。

主な実施事業

- ・認定新規就農者、認定農業者の育成
- ・担い手への就農・営農支援
- ・県営中山間地域総合整備事業
- ・団体営土地改良事業
- ・町単独土地改良事業費補助

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
認定新規就農者・認定農業者数	82人	維持	82人
機械利用組合・営農組織数	36組織	4組織増加	40組織
圃場整備済み面積(水田・畑)	373ha	4.5%増加	390ha

23 6次産業化

1次産業従事者が原材料供給者としてだけでなく、「地域資源」(農林水産物、バイオマス、自然エネルギーなど)を有効に活用し、加工(2次産業)・流通や販売(3次産業)に取り組む経営の多角化を進め、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。

(2) 林業の振興



森林は木材生産機能をはじめ、**水源かん養²⁴**機能など多面的な機能を有しているほか、昨今では、環境問題への関心の高まりと相まって、林業が注目されつつあります。しかしながら、木材価格の低迷等により、林業経営は依然として厳しい経営状況にあり、担い手の確保や生産性の向上をはじめ、間伐等森林の計画的整備、多目的利用森林資源の高付加価値化を推進していくことが重要です。

美里町の現状

- 本町は森林面積が総面積の7割以上を占めており、森林の多面的機能を果たすうえでも林業は重要な位置づけにあります。人工林面積は、6,240haで、人工林率は73%、その蓄積は約3,143千m³あり、資源として本格的に利用が可能な段階を迎えています。今後は木材の生産性の向上を図るために大面積皆伐等、森林の伐採が進むことが予測されます。そこで、本町の林業の大部分を占める小規模林家では、多面的機能を発揮するために再造林が必要であり、森林経営管理制度を活用し、地域全体で維持管理する体制整備が必要です。
- 林業従事者の養成・確保を目的として、林業大学校の開校で、技術支援、人材育成や情報の共有化を行っており、今後は新規林業従事者や自伐型林家の育成を進め、担い手の確保に向けた活動支援を積極的に行っていく必要があります。
- 林業の生産性の向上について、供用中の林道各路線では造林事業を活用し間伐搬出等の施策が進みつつあり、木材大型市場への供給など、一定の成果が上がっています。今後も積極的に林業の生産性の向上を図っていく必要があります。
- 地場産材の活用については、良質な美里産材としては供給量が極めて少なく、バイオマス事業の供給源となるものが多く占めているため、対外的に情報発信することはできていないのが現状です。今後は、地場産材・森林資源の活用推進、PRを行っていく必要があります。
- 経営管理が行われていない森林については、平成31年4月に施行された森林経営管理制度を活用した林業経営の効率化と森林管理の適正化に向けた取組が必要です。

基本方針

林道をはじめとする林業基盤を整備するとともに、森林経営管理制度等を活用した民有林再生への取組や森林資源の多面的機能の充実、担い手の確保へ向けた取組を図ります。また、地球温暖化の緩和や山地災害防止、有害鳥獣対策の充実に向けた取組を図ります。

²⁴ 水源かん養

森林等土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、水質を浄化する機能のこと。

施策

① 林業従事者の育成及び確保

- ・ 林業情報の交換、林業従事者等の技術訓練、新規就業者等の定着のための活動支援を行います。

② 森林の多面的機能を持続的に発揮していく基盤整備

- ・ 路網整備と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入に取り組みます。
- ・ 地球温暖化防止の観点から森林の持つ役割を重視し、健全な状態に保つ補助制度の充実を図ります。

③ 森林資源の活用推進及び民有林の再生

- ・ 町と森林所有者との間で森林施業協定²⁵を締結し、林業経営体や森林組合等へ森林の適正な管理を促し、雇用の増加や、民有林の再生につなげます。
- ・ 重要な景観要素となっている森林の保全及び有害鳥獣対策に取り組みます。
- ・ 森林経営管理制度を活用し、林業の成長産業化と森林の適切な管理に向けて森林整備に取り組みます。

主な実施事業

- ・ 地方創生整備推進交付金事業
- ・ 森林環境保全整備事業
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策事業
- ・ シカ被害防止柵設置事業
- ・ 間伐等森林整備促進対策事業
- ・ 森林経営管理制度事業
- ・ 美里の山除間伐推進事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
林道開設及び舗装延長	8,777 m	1,500m 増加	10,277m
森林施業協定面積	209ha	250ha 増加	459ha
森林経営意向調査面積	298ha	2,500ha 増加	2,798ha
除間伐面積	0ha	85ha 増加	85ha

²⁵ 森林施業協定

山林所有者が間伐等の補助事業を進めるうえで受託者との間に施業を結ぶ協定のこと。

(3) 商工業の振興



商工業を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化の進行、若者の都市圏への流出等により、需要や消費の縮小、労働力不足、後継者不足といった問題が深刻化しています。一方で、地域が抱えるこれらの課題の解決に向けて、IoT²⁶やAI²⁷、ロボットといった新技術が目覚ましい進歩を遂げるなど、これまでの産業構造が大きく変化する中で、本町の商工業においても今まさに大きな転換期を迎えています。

美里町の現状

- 本町において、商工業の振興は、雇用創出や地域コミュニティの維持など、町づくりの観点からも重要な位置づけにあります。産業構造の大きな転換期を迎える中で、新たな事業への挑戦や新規創業を目指すことのできる人材育成及び支援体制に関しては喫緊の課題と言えます。
- 高齢化率の高い本町においては、事業者の高齢化や後継者不足により事業継続が困難なケースが生じていることが懸念されています。また、平成28年の熊本地震を機に事業の廃業や店舗等の解体が進み、商店街機能の低下についても課題となっています。
- 地元企業への支援については、商工会と協力し、消費喚起のための地域通貨発行事業や融資を受ける場合の利子補給事業などを実施していますが、「新しい生活様式」に対応した事業形態への転換やIoTなどの最新技術の導入といった新たな取組に対する支援の必要性が求められています。
- 近年、相次いで大規模災害等が発生しており、被災時の早期復旧が事業を継続するうえで重要となります。有事の際に、関係機関と連携した情報収集や連絡体制、支援体制を構築することで、事業者の災害発生時のリスク軽減を図ることが必要です。

基本方針

商工業の振興、活性化に向け、商工会と連携し、商店街の活性化、中小企業等への経営支援に取り組んでいきます。また、県・関係機関と連携し、持続可能な企業経営のための人材育成や新たな事業にチャレンジするための創業支援、産業振興及び雇用創出のための企業誘致に取り組んでいきます。

²⁶ IoT

Internet Of Things の略で、あらゆるモノがインターネットを通じて接続される技術。

²⁷ AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能の事。

施策

① 将来を担う中小企業育成

- ・経営指導や相談体制の充実を図り、経営基盤の強化・維持を促進。次の世代に受け継がれる企業の育成を図ります。
- ・IoTなどの最新技術の導入や活用に向けた、新しい働き方への取組を促進します。

② 消費喚起と事業継続支援

- ・地域通貨発行による消費喚起で地元企業の支援を図ります。
- ・関係機関や商工会と連携を図り、社会情勢や景気変動による事業低迷への支援対策を構築し事業継続の支援を図ります。
- ・町内の店舗数も減少する中、食料品や日用品の購入等で不便や苦勞を感じる方たちが増加傾向にあるため、商工会や事業者と連携を図り移動販売等の取組や事業展開に対する支援を促進します。

③ 商工会との連携による事業者支援と空き店舗対策

- ・創業者や創業希望者に対して、窓口相談、創業セミナー等を実施し、個性ある店舗の創出に向けた新規開業の支援を図り、魅力ある商店街づくりを促進します。
- ・創業希望者と空き店舗所有者を結び、空き店舗解消の促進を図ります。
- ・企業の経営安定を図るため、技術力の向上や融資制度の利用促進を図ります。

④ 情報の共有

- ・町内外企業間の情報収集やネットワークを構築するために企業間交流を促進します。

⑤ 企業誘致の推進

- ・本町の立地環境の強みや各種優遇措置制度の情報を町ホームページ、企業誘致に関するセミナーや相談会等を通じて積極的に発信し、多様な業種・規模の企業誘致を推進します。

主な実施事業

- ・地域通貨発行事業
- ・商店街活性化事業
- ・中小企業人材育成事業
- ・美里町商工会補助事業
- ・創業支援等事業
- ・中小企業経営安定化事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
創業者数	5人	20人増加	25人
中小企業人材育成事業実施件数	0件	5件増加	5件
誘致企業数	0件	1件増加	1件

(4) 観光の振興



観光は、交流人口を増やすことにより地域の消費を拡大させ、雇用を生み出すことから地域の活性化につながるものとしてとらえ、観光客の増加・定着に向けた新しい魅力を作り出すことが急務となっています。そのため、まちをあげて各地域や施設と連携し、町内外からの観光客の受け入れ体制の整備及び新たな魅力の創設が重要となります。

美里町の現状

- 本町においては、「フォレストアドベンチャー・美里」と「美里町ガーデンプレイス・家族村」、道の駅美里「佐俣の湯」、釈迦院御坂遊歩道（日本一の石段）を中心に滞在体験型の観光地として誘客を推進していますが、主要施設周辺の食事処や美里町の特産品等を購入できる店舗などといった誘客施設に付属する付加価値が物足りない部分もあり、認知度はそれほど高くありません。
- 町内観光施設などでは老朽化が目立ち、維持管理の課題も多く、計画的な整備への取組が重要となります。
- 緑川流域や宇城管内の自治体と連携し、プロモーション事業や各種イベントの開催、九州内での観光 PR 活動、観光パンフレットの作成など広域連携事業の促進を図っており、今後も継続した取組が重要となります。
- 観光関連団体と連携し、観光パンフレットの作成、町ホームページの広報媒体を活用した情報発信に取り組んでいるほか、本町の観光アプリである「みさとりっぷ」を活用し、町内観光情報の提供やポイントラリーでの体験型観光の促進するなど積極的な観光 PR に取り組んでいます。さらに、観光客のニーズに合わせた広報媒体を展開する必要があるため、従来の媒体にとらわれず費用対効果を考えた観光 PR を行うことが必要です。
- ツーリズムの推進として、美里フットパス協会を中心に平成25年から取り組まれている「美里フットパス」も、認知度の向上により県内外から多くの利用者が美里町を訪れています。また、県内他の地域での美里フットパス方式の導入や、“「歩く人を歓迎する」まちづくり”をテーマとした WaW くまもと（Walkers are Welcome くまもと）構想の策定により、県内全体で地域の魅力を体感してもらう体制が整備されつつあります。今後は、県内全体での連携や情報共有を行いながら、町を訪れた方の買い物や宿泊といった観光消費の促進を図っていく必要があります。

基本方針

フォレストアドベンチャー・美里、美里町ガーデンプレイス・家族村、道の駅美里「佐俣の湯」及び釈迦院御坂遊歩道「日本一の石段」の4つを核とし、フットパスや35基の石橋など本町の豊かな自然、景観、文化と連携した観光振興に取り組みます。また、魅力的な観光地、施設とするために主要観光エリアである緑川ダム周辺と道の駅美里「佐俣の湯」周辺施設、日本一の石段周辺施設において、観光振興を計画的に進め、老朽化が進む施設の改修等の計画・実施や新たな魅力の創設を含む観光基盤の整備に取り組みます。さらに、広域連携事業を活かし、町外及び全国への観光 PR を積極的に行い、美里町の観光アプリである「みさとりっぷ」や SNS 等の広報媒体を充実させ、美里町の認知度向上に取り組んでいくことで交流人口の増加を図り、観光客誘致の促進、地域活性化につなげます。

施 策

① 観光基盤整備の振興計画策定

- ・本町に点在する観光拠点は大きく3エリア（緑川ダム周辺施設、道の駅美里「佐俣の湯」及び釈迦院御坂遊歩道「日本一の石段」周辺施設）あります。この3エリアの拠点の施設整備及び魅力の創設を行うため、観光客のニーズに合わせた振興計画を策定し、各施設の改修及び整備を図ります。
- ・本町の魅力が感じられる多様な観光ルートの構築やルートを活用したイベント等を行うことで、滞在時間を1日でも長くし、美里町を満喫してもらえるよう各拠点の整備、計画に取り組みます。

② ICTを活用した観光情報発信の充実

- ・既存の町 HP 及び本町の観光アプリである「みさとりっぶ」及び SNS 等のソーシャルメディア、WEB を利用した広報媒体を活用した観光情報の提供を行います。
- ・広域連携事業等で ICT の活用により各事業での連携を図ることで全国への情報発信を行い、美里町の認知度を向上できるように取り組みます。
- ・町内の観光情報のみを目的とするだけでなく、「みさとりっぶ」を活用したポイントラリーを定期的に行い、町内観光スポットを周遊して美里町を満喫してもらい、更なる誘客に繋がるよう取り組みます。

③ 各観光施設の連携及び滞在型観光の推進

- ・緑川ダム周辺施設、道の駅美里「佐俣の湯」及び釈迦院御坂遊歩道「日本一の石段」周辺施設等の各拠点が連携したサービスの提供と魅力の創設に取り組みます。
- ・滞在型観光を推進するため、美里町ガーデンプレイス・家族村、道の駅美里「佐俣の湯」のさまたんロッジ等の町内宿泊施設とも連携し、町内外から多くの観光客が来ていただけるように各施設との連携に取り組みます。

④ 広域連携の促進

- ・県観光連盟や県内各自治体との広域的な連携により、事業やイベントの実施に取り組みます。さらに、県内だけでなく、九州内や全国の自治体との広域連携にも取り組み、全国域での更なる観光客の誘客を図ります。

主 な 実 施 事 業

- ・緑川流域、宇城地域等広域連携事業
- ・観光関係イベントの推進・運営事業
- ・各観光施設整備事業
- ・九州ハイランド活性化事業
- ・観光 PR 事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
観光入り込み客数（年間）	270,689 人	12%増加	305,000 人
宿泊者数（年間）	14,810 人	12%増加	17,000 人
みさとりっぶアクセス件数（年間）	82,994 件	30%増加	108,000 件

第5章

住みよく快適 なまちづくり

(1) 防災対策の充実



近年、大規模震災の発生や異常気象による台風の大型化に加え、局地的集中豪雨の発生、また異常気象による暴風雨・暴風雪等、季節や場所を問わず甚大な被害が発生する危険性が高まっています。

また、平成25年に災害対策基本法が一部改正され、**要配慮者²⁸**やその利用施設に対して、日頃より計画的な災害時対応施策を検討し、地域住民による日頃からの見守り活動とあわせた実効性のある支援体制づくりが求められています。また、要配慮者の避難所生活における支援も重要な課題となっています。

美里町の現状

- 本町では、地域防災体制の確立をめざし、非常時の情報提供等に有効なシステムとして、平成19年度に防災行政無線通信設備を整備するなど、町民の命を守る施策を積極的に実施しています。しかし、機器や消防設備の老朽化、消防団員の確保など、新たな課題に取り組む必要があります。
- 避難体制については、指定避難所等の見直しを行い、避難の早期呼びかけを行っていますが、避難生活のストレス等から自主避難者が少ない現状です。今後は、指定避難場所の環境整備や、避難生活環境の整った他施設との連携など、災害に備えた広域的な体制整備が必要です。
- 自主防災組織設立件数は増加していますが、設立後の活動の活性化が課題であり、今後、様々な研修の案内や共同訓練等を行い、防災意識を高めるなど、段階を上げた取組を促していく必要があります。

基本方針

自主防災組織の育成や町民の防火、防災意識の高揚に努め、地域の防災力の向上を図ります。また、防災行政無線や消防設備の充実、職員へ向けた意識啓発、広域における避難体制の確立など防災体制の強化に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

²⁸ 要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」という。

施策

① 地域の防災体制の強化

- ・ 自主防災組織の活性化と町との連携を図るため、研修会や町との共同訓練等を実施します。
- ・ 消防団の団員確保及び活力ある消防団づくりに努め、消防団や地域住民が相互に連携し、高齢者、障がい者、乳幼児などの避難行動要支援者を支援する体制づくりを進めます。
- ・ 町民への防災訓練を実施し、災害への対応及び意識啓発につなげます。

② 行政の防災体制の強化

- ・ 職員への災害に対応する意識啓発及び訓練の充実を図ります。
- ・ 防災行政無線の老朽化への対応及び防災情報伝達手段の多様化を図ります。
- ・ 洪水浸水想定区域の設定に合わせ、新たなハザードマップを作成します。
- ・ 災害に強い防災拠点施設を目指し、快適な避難所に向けた取組を行います。
- ・ 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）の設定に合わせ、自主的な避難の仕組み作り（警戒区域内の戸別避難計画等）を推進します。

主な実施事業

- ・ 自主防災組織を対象とした研修会の開催
- ・ 機能別消防団員制度の導入
- ・ 防災行政無線更新事業
- ・ ハザードマップの更新
- ・ 職員に対しての災害対応総合訓練
- ・ 町民に対しての避難訓練
- ・ 地域の防災リーダーとなる人材の育成

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
住民との合同訓練開催数（年間）	1 回	1 回増加	2 回
自主防災組織数	59 組織	27 組織増加	86 組織
消防団員数	343 人	団員数の維持	320 人以上
特別警戒区域内住民への戸別避難計画研修会開催数（年間）	0 回	5 回増加	5 回
特別警戒区域内戸別避難計画作成率の向上	—	令和7年度までに作成率50%以上	50%

(2) 防犯対策の充実



近年、高齢者を狙った詐欺事件や悪質商法、ひとり暮らし世帯や子どもを狙った犯罪が多くなっています。町民同士の見守り活動や防犯カメラの設置、防犯情報の共有等により、地域中の不審な行為などを迅速に発見し、犯罪を未然に防ぐことが必要です。

美里町の現状

- 防犯灯については、犯罪やその他の事故を未然に防ぐため、「**美里町明る化計画事業²⁹⁾**」として、地域と協力し整備を行っています。国道、県道及び主要町道において設置が必要な箇所も見受けられることから、計画的に整備を行っていく必要があります。
- 本町においては、町民の防犯への危機意識は高いとはいえない状況であり、今後、さらに安全・安心のまちづくりを進めていくためには、町民一人ひとりが防犯に対する意識を高める必要があります。
- 本町では、小中学校の下校時間やイベントに併せて、町職員による防犯パトロールや青少年育成町民会議によるパトロールを実施しています。引き続き、防犯パトロールや見守り活動を行っていく必要があります。
- 消費者トラブルについては、寄せられる消費生活相談の総件数は全国的に見ると減少傾向にある一方、高齢者の相談件数は反対に増加傾向にあります。本町においても、消費者トラブルを未然に防ぐため、消費者保護体制の強化が必要です。

基本方針

地域の中でも起こりうる事故・犯罪の防止について、防犯活動の推進や防犯灯の充実に取り組み、犯罪が発生しにくい環境整備を進めます。また、町民への啓発活動や消費者保護体制の強化、防犯意識の高揚に努め、町民すべてが安心して暮らせる社会の実現を図ります。

²⁹⁾ 美里町明る化計画事業

犯罪やその他の事故を未然に防止する目的で防犯灯の整備を図る事業。

施 策

- ① **防犯意識の高揚**
 - ・ 関係機関と連携のもと、防犯に関する啓発活動を充実し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
 - ・ 防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止効果を高め、捜査機関の的確な対応が可能となります。主要交差点等に防犯カメラを設置することにより、犯罪の起きにくい、町民が安全で安心して暮らせる町づくりを進めていきます。
- ② **防犯活動の推進**
 - ・ 町職員や青少年育成町民会議で取り組む防犯パトロールの継続のほか、自治組織による防犯活動を支援、促進するとともに、町民や事業者との協働のもと町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。
- ③ **防犯灯の設置**
 - ・ 国道・県道及び町道の通学路を中心に防犯灯を設置します。また、各集落内における犯罪及びその他の事故を未然に防止する目的で、地区が設置する防犯灯に対する支援を行い、防犯灯設置の推進を図ります。
 - ・ 将来的なコスト削減のため LED 化を推進します。
- ④ **消費者保護の推進**
 - ・ 消費者意識の向上のための講習会や広報による啓発、消費生活情報の提供に努めます。また、社会福祉協議会が実施する見守りネットワーク事業との連携による消費者トラブルの未然防止や、消費生活相談体制の充実を図り、消費者の保護体制を強化します。

主 な 実 施 事 業

- ・ 美里町明る化計画事業（防犯灯設置）
- ・ 防犯パトロール・見守り活動事業
- ・ 防犯に対する住民啓発事業
- ・ 防犯カメラ設置事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
防犯灯の設置基数	467基	20%増加	560基
町内犯罪発生率	2.643%	現状値以下	2.643% 以下

(3) 交通安全対策の充実



自動車や自転車による交通事故、違法駐車や放置自転車によって、町民の安全・安心が脅かされています。そのため、町民一人ひとりが、交通ルールの順守、マナーの向上、自転車等の放置禁止を推進していく必要があります。

美里町の現状

- 本町では交通安全対策として、ガードレールやカーブミラー、防犯灯を兼ねた道路照明灯の設置や区画線の整備を進めており、今後も要望のある箇所に対して計画的な整備が必要です。
- 安全運転管理者事業所として、職員への交通安全意識の高揚のための講習会の実施をはじめ、警察署と連携し、町民に対する講習会についても取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- 交通指導員による月3回の街頭指導に加え、全国交通安全運動と併せて、町内の主要交差点での交通安全街頭指導も年に2回実施しており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

基本方針

町民を交通事故から守り、安全・安心な生活を確保するため、交通安全教育や街頭指導などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を推進します。

施 策

① 交通安全意識の高揚

- ・小中学校において、交通規則に関する知識の普及など交通安全教育を推進します。また、幼児の交通安全対策教育については、保護者も含めて実施します。
- ・高齢者については、ふれあいいきいきサロン活動や老人クラブなどの組織を通じた指導を充実していきます。
- ・交通指導員などを中心に、地域住民による交通安全組織の育成強化に努めます。

② 交通安全設備の整備推進

- ・幼児、障がい者、高齢者などの交通弱者の安全確保を図るため、段差解消など生活道路の計画的な改良に努めます。
- ・歩道と車道の分離やガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を促進するとともに、信号機、横断歩道、道路標識などの設置について、町民の要望に応じつつ、計画的な整備に努めます。

主 な 実 施 事 業

- ・ガードレール、カーブミラーの設置
- ・交通安全教室の開催

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
交通安全教室開催回数（年間）	48 回	維持	48 回
交通死亡事故発生件数（年間）	1 件	死亡事故 0 件の維持	0 件

（４）環境保全・整備・美化の推進



近年の経済性や利便性を重視した都市づくりは、様々な開発に伴い、かけがえのない自然環境に大きな負荷をかけてきました。そうしたなか、地球規模での環境問題への取組が重要視されるようになり、豊かな自然を守りつつ、都市と共生する持続可能な社会の実現が求められています。

美里町の現状

- 棚田をはじめとした農村地域では景観保全が図られていますが、農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下、鳥獣被害により、農道、水路等の保安全管理が困難になっています。
- 農村地域の良好な景観形成等の多面的機能の充実については、町内各地域において活動していますが、リーダー不足等の課題がみられ、地区によって取組状況に差があります。事務のマニュアル化等を検討し、活動組織の負担軽減、取組組織の拡大を図っていくことが必要です。
- 森林の整備については、森林経営計画制度により、高齢級化した山林の整備に対する補助を行っています。本町では森林面積の約半分は当制度の協定が進んでいますが、放置されている森林も多く、環境保全問題となっていることから、森林の持つ公益的機能を発揮できるよう適正な管理を促す必要があります。
- 地域住民の協力により、環境美化活動が行われ、地域の環境美化が図られていますが、参加者については横ばい状況にあり、今後、さらなる環境美化意識の醸成が必要です。

基本方針

本町の豊かな自然や農村地域の良好な景観を守るため、森林や棚田、水源、石文化をはじめとした歴史資源など優れた地域資源の維持・管理に努め、町民や来訪者が潤いと安らぎを感じることができる環境保全を推進します。また、環境美化活動を通じて、地域における環境美化意識の醸成を図ります。

施 策

① 棚田の景観保全の推進

- ・地域の理解と協力を得て景観保全に努めるとともに、地域の観光資源としての活用の促進に取り組めます。

② 農業・農村及び森林の多面的機能の発揮

- ・農村地域の良い景観形成等、地域が共同で実施する活動に支援を行い、集落機能並びに農村環境の維持を図ります。
- ・森林の公益的な機能を発揮できるよう、森林の適正管理に対する啓発に努めます。

③ 環境美化活動の推進

- ・広報紙や町 HP 等により、環境美化への住民意識醸成を図り、環境美化活動を今後も持続的に実施します。また、参加者の増加にも努めます。

主 な 実 施 事 業

- ・農地及び周辺環境の保全
- ・耕作放棄地の解消
- ・多面的機能支払事業
- ・環境美化活動事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
多面的機能支払事業対象農用地面積	530 ha	2.6%増加	544 ha

(5) 循環型社会の推進



我が国では環境問題への関心が高まりをみせているなか、地球温暖化の進行による気候変動、資源やエネルギーの枯渇、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境を超えた環境問題等、より深刻化した課題や新たな課題に直面しています。

近年では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造を見直し、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の「3R（スリーアール）」を推進し、できる限り資源の消費を減らして再活用を図る循環型社会の実現が求められています。

美里町の現状

- 本町では、**グリーン購入³⁰**や3Rの推進を目的として、ごみ出しルールブック、ごみの分別表を全戸配布しているほか、広報等を活用して3R理念の浸透に努めています。住民参加型の分別収集を通して、ごみの減量意識の醸成など一定の効果がみられています。
- 廃棄物処理体制の整備としては、各地域において積極的に分別収集に取り組まれています。一部可燃物とプラスチック製容器包装分別ができていないところがあるため、分別の周知徹底を図る必要があります。
- 不法投棄・不法焼却の撲滅への取組については、広報紙やチラシ、立て看板等を活用し、啓発に努めていますが、依然として絶えないことから、廃棄物の不適正処理対策が必要です。
- 環境循環型システムの推進を目的として、電動式生ゴミ処理機購入補助による支援を推進していますが、購入価格が高額であることもあり、導入件数が少ない状況にあります。

基本方針

持続可能な資源循環型社会の形成をめざし、環境保全意識の高揚や、3Rの理念の浸透を図るほか、環境循環型システムの推進や再生可能エネルギーの活用による省資源・省エネルギーの促進など、環境にやさしいまちづくりを進めます。

³⁰ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

施策

- ① 環境へ配慮する意識の醸成
 - ・グリーン購入など環境配慮型の生活スタイルを啓発します。
 - ・3R理念の浸透に努めます。
 - ・二酸化炭素排出量の削減を推進します。
- ② 生ゴミの堆肥化等による環境循環型システムの推進
 - ・電動式生ゴミ処理機購入補助による支援を推進します。
- ③ 不法投棄・不法焼却の撲滅
 - ・環境保全意識の高揚等について啓発活動を推進します。
 - ・県（保健所・警察）と協力し、監視パトロールを強化します。

主な実施事業

- ・コンテナ収集事業
- ・プラスチック製容器包装分別収集事業
- ・電動式生ゴミ処理機設置補助事業
- ・ごみステーション整備費補助事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
プラスチック製容器包装排出量 (1人当たり)	2,440 g	5%増加	2,600 g

(6) 地域特性を活かした土地利用



土地は日常生活を営むうえで不可欠な基盤であるばかりでなく、生活と経済の諸活動を行うための社会共通の基盤です。都市と自然が調和した秩序あるまちづくりを実現するためには、計画的な土地利用を進めることが必要です。

美里町の現状

- 本町は、総面積の約4分の3を森林が占める典型的な中山間地域であり、町土を土地利用状況で大きく分類すると、山岳部・山間部の森林地域、丘陵部、平坦部の農業地域及び住宅地域に分けられます。現在まではほぼ固定的な土地利用の状況でしたが、後継者不足による農地の荒廃と林野の荒廃、遊休土地の増加などにより、土地の有効利用を再検討する必要があります。
- 交通ネットワークについては、東西に貫く国道218号、南北に貫く国道443号をはじめ、山間部には国道445号や県道甲佐小川線、囲砥用線、清和砥用線があります。また、計画中や、整備中の主要幹線もあり、今後、交通の流れや土地利用が大きく変化することが予想されることから、道路網の再検討を行い、無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用を推進することが必要です。
- 後継者不足等により、耕作放棄地や未利用地が増加し、土地利用効率の低下が懸念されています。そのため、森林、農用地、宅地等の各利用区分相互間の土地利用の転換については、再び元に戻すことが容易ではないこと、土地利用転換が周辺環境に影響を与えること等を考慮し、慎重な配慮のもとで計画的に行う必要があります。

基本方針

より良い状態で町土を次の世代に引き継ぐため、豊かな自然環境の保全と快適で住みよい生活環境の創出に考慮した土地利用を進めるとともに、耕作放棄地や未利用地等の有効活用について検討し、自然と調和した総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

施策

① 土地利用の推進

- ・農用地については、農業生産力の維持強化に必要な優良農用地の確保を図るとともに、遊休農地や耕作放棄地解消等有効活用を推進します。
- ・森林については、緑地としての保全を図るとともに、水源かん養、土砂災害や水害の防止など、森林の多様な公益的機能を維持するため、保安林をはじめとした森林保全に取り組めます。
- ・町民の住環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図るため、住宅用地の確保や中心集落の拠点機能の強化に努めるなど、自然環境と住環境の融合に向けた土地利用を推進します。

② 土地利用の規制・誘導

- ・森林、農用地、宅地等の各利用区分相互間の土地利用の転換については、自然・農業環境と調和した良好な住環境の創出が図られるよう、秩序ある土地利用に向けての規制・誘導を行います。
- ・農地法や森林法等土地利用関連法制度に照らし、地域や関係機関との協議調整のもと、土地の有効活用について、将来像に合致した土地利用の誘導を行います。

主な実施事業

- ・農業振興地域内の耕作放棄地の解消
- ・農業振興地域整備計画の見直し

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
耕作放棄地の面積	544ha	10ha 減少	534ha

(7) 移住・定住促進と良好な住宅の形成



少子高齢化の進行や、空き家問題、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化により、居住環境を取り巻く状況が大きく変化しているなか、定住促進のための住宅環境の整備が求められています。

美里町の現状

- 本町では、移住・定住促進を目的として、空き家バンクや若者定住住宅団地の整備や貸付け、分譲のほか、多様な媒体での情報発信等を実施しています。これにより、人口の減少や少子高齢化に一定の効果はあったものの、現在も人口減少は続いています。
- 林業・木材産業の振興及び定住を目的として、地場産材を使った家づくりを推進していますが、PRや情報発信を強化するなど、取組の一層の充実を図っていく必要があります。
- 本町には、現在17団地252戸の公営住宅が整備されています。老朽化が進んでいることから、今後は、耐久性の向上やユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、ライフスタイルや町民ニーズに対応した計画的な建て替え、修繕に取り組む必要があります。
- 空き家となった一般住宅において、老朽化が進み改修も不可能な住宅の放置も見受けられるため、景観・防災・犯罪上での対策を行っています。

基本方針

空き家の有効活用や、だれもが安心して快適に暮らせる公営住宅の計画的な整備に取り組み、地域住民のみならず、移住希望者に選ばれる魅力的な住環境の整備を推進します。また、出会いの場の提供などの結婚に関する支援に加え、地場産材を使った家づくりの推進、多様な情報発信に取り組み、移住・定住促進につなげます。

施策

① 移住・定住支援の推進

- ・移住・定住希望者に対応する見やすいホームページ、冊子等を活用し、多様な情報の発信を行います。
- ・結婚活動支援事業を通じて、町内外の独身者に出会いの場を提供することで、結婚活動を支援するとともに、関係人口の創出を図ります。
- ・定住促進団地、空き家バンク及び町有住宅を活用して若者世帯の移住・定住を促進します。
- ・移住希望者が生活体験を行える場を提供するため、移住体験施設を整備し、移住の円滑化を図ります。

② 空き家対策

- ・地域の空き家情報を、区長等の協力を得て随時収集し、情報を活用します。
- ・空き家バンク制度での情報公開の強化、空き家改修の補助等空き家対策のための各種事業の活用に努めます。
- ・特定空き家（老朽危険空き家）に対しては、景観を損ね通行に危険なため、補助制度を活用し除却を促します。

③ 時代に対応した公営住宅のストック³¹改善

- ・高齢者や障がいのある方や、子育て世代などが安心して居住できるよう計画的に建て替えを行います。また、予防保全的な修繕及び耐久性の向上を図る改善を行い、長期にわたって安全で快適な住まいを提供します。

④ 地場産材を使った家づくりの推進

- ・林業・木材産業の振興及び定住促進を目的に、熊本県産材を使用した住宅を建築する方に対し支援を行います。

主な実施事業

- ・町営住宅改修事業
- ・老朽危険空き家等除却促進事業
- ・移住体験施設整備事業
- ・結婚支援事業
- ・町営住宅建設事業
- ・空き家バンク事業
- ・移住・定住情報発信事業
- ・木造住宅建築支援事業

成果指標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
空き家バンクへの登録件数	32 件	38 件増加	70 件
移住定住促進補助金申請件数	—	25 件増加	25 件

³¹ (住宅) ストック

ある一時点におけるすべての住宅の数。

(8) 道路の整備促進



道路は人々の交流や産業の振興、生活インフラの設置など、町民の暮らしに欠かせない生活基盤であるほか、災害時には避難路や緊急輸送路の役割を果たすなど、町民の暮らしを守る大切な都市基盤です。

美里町の現状

- 本町においては国道3路線、県道4路線、町道385路線が主に利用されており、合併後の社会資本整備の中でも特に力を入れて整備されてきましたが、緊急車両の通行に支障をきたすような道幅の狭い路線など未整備箇所も多くあり、継続して整備を進める必要があります。
- 道路環境づくりについては、町民と行政との協働による管理を進めています。
- 熊本地震や豪雨災害の復旧・復興に取り組み、災害時の安全性を確保するための環境整備を進めています。

基本方針

子どもから高齢者まで、だれもが安全安心で快適に通行できるよう、道路環境の整備を計画的に進めます。また、国道、県道等の道路網については、国、県や近隣市町村との連携により進めます。

施 策

① 生活道路の整備

- ・ 町民生活の利便性や災害時における安全性の確保に向け、生活道路の計画的な整備を推進するとともに、道路改良、舗装補修など道路環境づくりに努めます。また、町民と行政の協働により、生活道路の美化・清掃に取り組みます。

② 橋梁補修、補強対策

- ・ 町道に架かる橋梁について、道路橋の「長寿命化計画」及び「橋梁点検」の結果に基づき橋梁補修等の工事を実施することで、町民生活の安全を確保します。
- ・ 計画的な補修により老朽化した橋梁の対策に取り組みます。

③ 国道、県道の整備促進

- ・ 町民の日常生活に大きく関わっている重要な幹線道路である国道、県道については、熊本県及び関係機関への働きかけを促進するとともに、現在、道路改良事業が進められている路線については、早期完成を目指します。

主 な 実 施 事 業

- ・ 社会資本整備総合交付金事業（道路改良・舗装補修）
- ・ 町単独道路改良・維持事業
- ・ 災害復旧事業
- ・ 道路メンテナンス事業（橋梁補修）
- ・ 地方創生道整備推進交付金事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
道路改良率	61.0%	4.5%増加	65.5%

(9) 生活交通手段の充実



公共交通機関は、町民生活の利便性向上や環境負荷の少ない移動手段として重要な役割を担っています。自家用車の利用や人口減少等により、全国的に鉄道やバス等の地域公共交通機関利用者は減少しているものの、地域における身近な移動手段として公共交通網の維持・整備が課題となっています。

美里町の現状

- 本町の公共交通は、路線バス、デマンド型交通である美里町コミュニティバス運行事業（以下美里バス）があり、公共交通を維持していくためにも、利用促進を図っていく必要があります。
- 本町では、民間バス路線の縮小や廃止が相次ぐなか、生活利便性の確保や交通空白地域の解消を目的として、美里バスの運行や路線バスのルート変更を行ってきました。今後も財政負担の軽減も考慮しつつ、町民ニーズに即した効率的な交通サービス体系の確立に向け、検討を行っていく必要があります。
- 美里バスは住民の移動の受け皿としていますが、以前の福祉バスに比べ利用が少ないため、利用促進が必要です。

基本方針

日常生活での移動を支える交通手段を維持するため、公共交通の利用を促進するとともに、町民が生きがいを持って生活を送ることができるよう、公共交通の利用実態や町民の声、財政負担の実態等を考慮しつつ、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを構築し、利便性の向上を図ります。

施 策

① 公共交通の維持・発展

- ・近隣市町村や交通事業者と協議を行い、地域間幹線バス路線の維持・発展に努めるとともに、利用促進に努めます。
- ・町内完結公共交通である美里バスの運行を支援し、利用促進に努めます。

② 交通困難者対策

- ・高齢者や障がい者等の交通困難者が、安心して買い物等に出かけられるよう、美里バスによる支援を行います。

③ 公共交通体系の検討

- ・本町における公共交通の在り方について、地域公共交通活性化協議会等において検討を行い、利便性の向上のため、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの構築を目指します。

主 な 実 施 事 業

- ・地域公共交通利用促進事業
- ・美里町コミュニティバス運行支援事業
- ・運転免許証自主返納者対策事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
町内完結公共交通機関延べ利用者数（年間）	2,307 人	30%増加	3,000 人

(10) 上水道の整備



水は、生活や経済活動になくてはならないものであり、安全な水に対するニーズも高まっています。安全でおいしい水を安定的に提供するため、継続した上水道事業の取組が求められます。

美里町の現状

- 本町では現在、美里町簡易水道の経営を行っていますが、給水人口の減少や節水意識の高まりから水道料金収入額が減少傾向にあります。また、施設の老朽化が進み水道管更新時期が近づいてきており、計画的な維持管理が必要になることが予測されます。
- 水道未普及地については、新たに水源試掘調査を行い、十分な水源を確保し、水道未普及地域の水道整備事業を進めていく必要があります。

基本方針

安全で安定的に水を供給するため、簡易水道再編の推進を図り、老朽化に伴う水道施設の維持管理に取り組みます。また、継続的に快適な生活環境を提供できるよう、上水道の基盤強化や、水道未普及地域の水対策に取り組みます。

施 策

- ① **水道未普及地域の解消**
 - ・ 町営水道が整備されていない未普及地域への上水道の整備を行います。
- ② **簡易水道再編の推進**
 - ・ 町が経営する美里町簡易水道の整備区域に隣接している地区の簡易水道組合や未普及地域を美里町簡易水道に統合するなど、簡易水道の再編を図ります。
- ③ **水道施設維持管理の推進**
 - ・ 老朽化が進んでいる水道施設や排水管等を更新し、昨今の自然災害等に対応できるよう耐震化を進めていきます。
- ④ **安心安全な水を確保するための支援**
 - ・ 組合や地区が行う水道整備事業に対する支援を行います。
 - ・ 家庭用浄水器の設置に対する支援を行います。

主 な 実 施 事 業

- ・ 未普及地域拡張整備事業
- ・ 配水池防水塗装事業
- ・ 水道監視システム構築事業
- ・ 水道整備事業への支援事業
- ・ 家庭用浄水器設置費補助事業
- ・ 水道施設、排水管等の更新、耐震化事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
美里町簡易水道給水人口	4,718 人	5.3% 増加	4,967 人

(11) 生活排水処理対策



生活排水処理対策は、町民が健康で快適な生活を営むうえで不可欠です。今後も適正な生活排水処理対策の推進により、町民の居住環境の改善と水質保全を図る必要があります。

美里町の現状

- 本町においては、町が事業主体となり、設置から維持管理まで行う公共浄化槽等整備推進事業を開始し、市町村設置型合併浄化槽の整備を行ってきました。近年は、設置件数が伸び悩んでいる状況です。
- 生活排水対策の意識啓発については、広報紙や町 HP 等により合併処理浄化槽事業についての周知を行ってきました。今後も整備率向上のため、PR や啓発活動を積極的に行い、合併処理浄化槽に転換する必要性について町民の理解を得る必要があります。
- し尿や浄化槽等で発生する汚泥は、宇城広域連合で運営する浄化センターで処理を行っています。

基本方針

水質環境の保全、衛生的で快適な住みよいまちづくりに向け、計画的に浄化槽の設置の促進を図り、生活排水処理体制の充実に努めます。

施 策

- ① 公共浄化槽等整備推進事業
 - ・ 公共浄化槽等の整備を推進し、汲取り式や単独処理浄化槽からの転換を進めます。
- ② 生活排水処理対策の意識啓発
 - ・ 水質保全を図るため、様々な機会を通じて生活排水処理対策の必要性についての意識啓発に努めます。

主 な 実 施 事 業

- ・ 公共浄化槽等整備推進事業
- ・ 河川水質検査

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
污水处理人口普及率	57.5%	8.4%増加	65.9%

(12) 情報発信と情報共有化の推進



近年の情報通信技術の進展は、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。インターネット等の普及、スマートフォンなど情報機器の多様化により、情報の入手が容易となり、町民の利便性向上や地域の活性化など、様々な分野における情報ネットワークの活用が期待されています。

美里町の現状

- 高齢化が進んでいる本町では、世代間格差も重要な課題であり、企業誘致や定住促進などを推進するうえでは重要な要件となりえる情報基盤については、平成30年2月に町全体の超高速通信**ブロードバンド**³²の基盤整備が完了しました。これにより、町民の利便性の向上及び情報化の推進が期待できます。
- スマートフォンやタブレット端末をはじめとした ICT 機器を利用する機会が増えてきたことから、より幅広い世代でこれらの機器を有効に活用し、情報発信できる人材を育成するため、ICT 人材育成事業を実施しています。学ぶ機会を提供し、スマートフォン等を使う人を増やすことで、世代間及び他地域との情報格差の是正、町民の情報発信力の向上が期待されます。

基本方針

幅広い世代でスマートフォン等の機器を活用し、情報発信力を向上させるため、人材の育成に取り組めます。また、誰もがICTを快適に利用できるよう情報教育・啓発の充実を図ります。

³² ブロードバンド

電波や電気信号、光進行などの周波数の帯域幅が広く、高速・大容量な通信を可能とする通信環境。

施 策

① ICT 人材の育成

- ・ ICT 人材育成のための仕組みづくり等を通じ、地域の情報化を推進し、情報の発信力を高めるための人材育成に努めます。

主 な 実 施 事 業

- ・ ICT 人材育成事業

成 果 指 標

指標の名称	現状値 (令和元年度)	取組	目標値 (令和7年度)
ICT 人材育成事業受講者数 (年間)	23 人	30%増加	30 人

美里町第2次振興計画（後期）

発行年月：令和3年3月

発行：熊本県美里町（企画情報課）

〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和 420 番地

TEL：0964-47-1111 FAX：0964-47-0110
